

Japanese  
Association of  
Sociology of Law

[www.jasl.info](http://www.jasl.info)

2025年度  
日本法社会学会  
学術大会  
大会プログラム(要旨集)

於：琉球大学

2025年5月17日(土)・18日(日)

# 日本法社会学会

## 2025 年度学術大会開催のご案内

学術大会運営委員会

日本法社会学会 2025 年度学術大会は、2025 年 5 月 17 日（土）、18 日（日）の両日に、琉球大学千原（せんばる）キャンパス（〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地）の文系講義棟（人文社会学部校舎）を会場とする対面方式で開催されます。

### （1）学術大会参加登録

学術大会への参加に当たっては、学会ウェブサイト (<http://jasl.info/>) から「学会参加登録フォーム」にアクセスし、5 月 9 日（金）までの期間内に参加の申込みを行って下さい。

**【重要】**各分科会・シンポジウム等の部屋割りは、皆様の参加希望を踏まえて決定し、当日ご案内いたします。会員の皆様におかれましては、学会ウェブサイト (<http://www.jasl.info/>) にてご出欠およびご出席予定のセッション等を登録していただけますようお願い申し上げます。5 月 17 日夜の懇親会は、申込みの際に登録しないとご参加いただけません。

5 月 17 日夜の懇親会後は那覇市中心部へ、18 日の学術大会終了後は那覇空港へ、各日、借上げバスを運行予定です。あわせて申込みの際に登録して下さい。

また、学術大会前日の 5 月 16 日（金）午後にエクスカージョンを実施いたします。エクスカージョンへのご出欠およびご参加予定のコースも、申込みの際に登録して下さい。

学術大会両日の帰りの交通手段として、貸切バスを用意いたします。初日 17 日は懇親会終了後の 20 時 30 分頃、翌日 18 日は全体会終了後の 17 時 30 分頃、いずれもそれぞれの会場のすぐ近くに 60 人乗りバス 2 台をチャーターする予定です。前者は那覇市内、後者は那覇空港へ直行しますので、最も速い交通手段と存じます。費用については学会負担で利用者の負担はございません。貸切バス利用の有無についても、申込み時にご登録いただきます。

### （2）琉球大学へのアクセス方法等

会場へのアクセス方法は、後掲の会場案内の地図または琉球大学ウェブサイトの交通アクセス (<https://www.u-ryukyu.ac.jp/access/>) および琉球大学のキャンパスマップ (<https://www.u-ryukyu.ac.jp/campus-map/>) (文系講義棟はキャンパスマップ下方右寄りの⑦)) をご参照下さい。やや分かりにくいいため、詳細は後述します。

### (3) 報告レジュメ・資料のウェブ配布サービス

報告者のレジュメ・資料は、オンラインで電子配信いたします。レジュメ・資料のダウンロード先 URL は、学会参加登録後の5月10日（土、予定）に配信されるメールにてご案内いたします。なお、会場での紙資料配布は原則としてなされませんので、ご入用の場合は、あらかじめダウンロード、プリントアウトを行っていただければと存じます。

### (4) 開催手続の簡素化

今年度の学術大会より、開催校の負担軽減のため、開催手続を簡素化いたします。原則として、開催校では、名札ではなく紐付き名札ホルダーを準備し、参加者にはそのホルダーに名刺を入れていただき、名刺のない方はご自身で紙に氏名と所属を記載していただく予定です。名刺を2枚お持ちいただき、1枚をホルダーに入れて学術大会中は身に付け、もう1枚を参加者確認のため受付でお渡し下さい。校舎内の案内掲示も省略する予定です。

### (5) 琉球大学の LAN 環境

キャンパス内で eduroam が提供されていますが、接続は不安定な可能性があります。

### (6) 懇親会

5月17日（土）18時より、琉球大学生協同組合北食堂にて懇親会を開催いたします（ご参加の方には会費5千円（予定）をご登録時にウェブ上でお支払いいただきます）。上記の通り、懇親会参加には、大会申し込み時のご登録が必要となります。何卒ご了承下さい。

### (7) 宿泊施設

那覇市中心部に多数ホテルがございます。各自で手配していただけますようお願いいたします。開催校の琉球大学の周りにはホテル等はありません。基本的に那覇市内中心部、モノレール駅の周辺のホテルをお取りいただくことが適当であろうと思われまます（「国際通り」に近いところ、具体的にはモノレールの「旭橋駅」から「牧志駅」までの間など）。

### (8) 昼食

昼食の手配はございませんので、学術大会期間中の昼食は、各自でご用意下さいますようお願いいたします。17日（土）は琉球大学の学生食堂が開いています。

プログラム全般については、

学術大会運営委員会 ([iit@isc.senshu-u.ac.jp](mailto:iit@isc.senshu-u.ac.jp)) までお問い合わせ下さい。

## 会員總會のご案内

5月17日(土)13時30分より、会員總會が開催されます。

会場：琉球大学千原キャンパス文系講義棟2階215教室(予定)

## 学術大会(5月17日(土)、18日(日))会場のご案内

会場：琉球大学 千原キャンパス 文系講義棟(人文社会学部)

(〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地)(以下マップ参照)

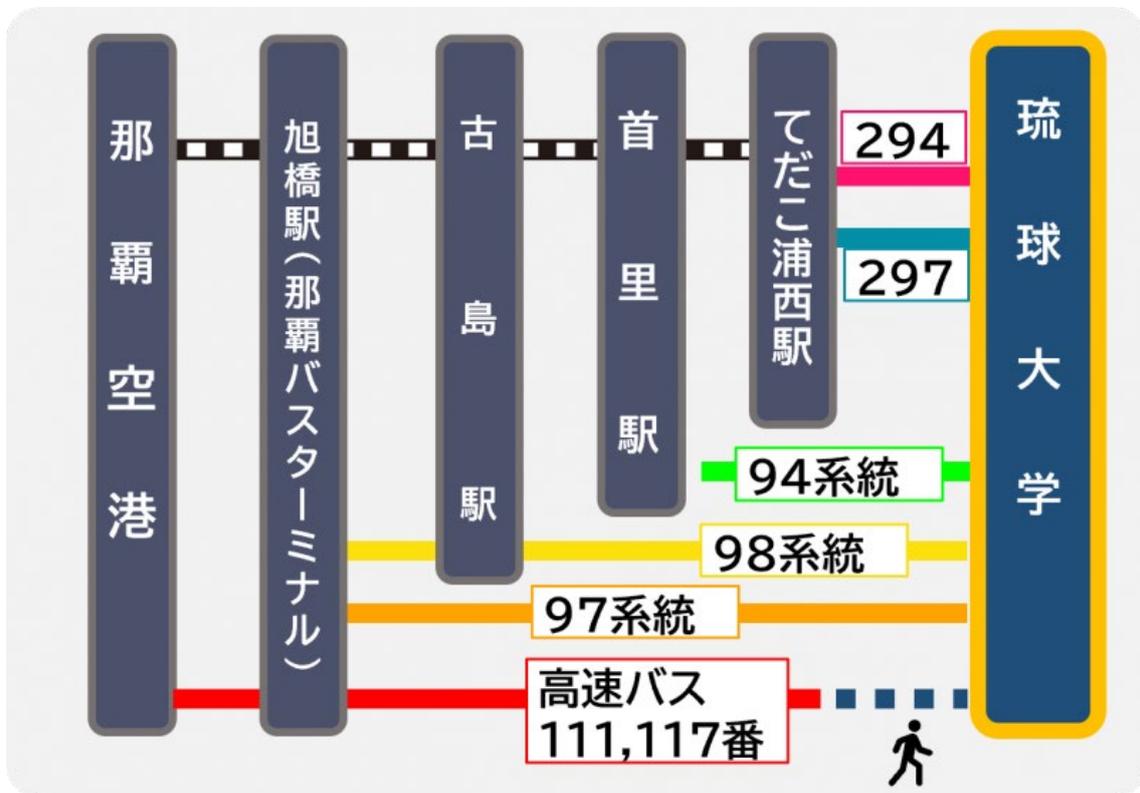


(琉球大学ウェブサイトより)

## 琉球大学 千原キャンパス・文系講義棟へのアクセス（最寄りバス停など）

琉球大学は、ホテルのある那覇市中心部からやや遠く、交通至便とも言い難いところがあります。時間に余裕を持ち、お気をつけておいで下さい。以下の会場アクセス方法は、馬場理事長が、調査の上、SNS で発信している内容にもとづきます。

琉球大学の東口を入ると、「文系学部棟」と記載されている建物が見えてきますが、学術大会の会場の建物ではありません。会場はこの建物の裏の別の建物です。この建物の外を右手から裏に回る感じで歩いて下さい。会場の建物には「文系講義棟」と書いてあります。二階建ての一見講堂のような建物です。琉球大学の東口や北口から来ると、別の建物の裏の少し奥まった所にあるので、少しわかりにくいかもしれません。ご注意下さい。



(琉球大学ウェブサイトより)

1. モノレール（ゆいレール「てだこ浦西」駅）+タクシーで「琉球大学東口」へ  
一番簡単で確実な方法でお勧めしたい方法は、「モノレール（ゆいレール）」とタクシーを使う以下のものです。

那覇空港あるいは最寄りのモノレールの駅から、終点の「てだこ浦西」駅までご乗車下さい。那覇空港駅（始発駅）からの料金は大人 390 円、所要時間は 40 分ほどです。列車は 10 分に 1 本以上の頻度で出ています。「てだこ浦西」駅を降りたら、目の前のロータリーでタ

タクシーにご乗車下さい。その際、行き先を「琉球大学東口」と伝えて下さい。料金は1600円ほどです。必ず「東口」と伝えて下さい。自動車の入ることのできる入口には「北口」もあるのですが、こちらからだと会場まで遠い上に迷いやすいです。「東口」からであれば、会場は比較的すぐの場所にあります。

なお当日は、来場者がたくさんタクシーを使うと思われるので、予めタクシーアプリなどで予約しておくことをお勧めします。また相乗りをしていただけますと安くなる上、タクシーが不足するリスクが減りますので、当日は他の参加予定会員等にお声がけいただき、相乗りを努めていただければと思います。

なお、平日であれば、「てだこ浦西」駅から琉球大学東口に行くバスがあるのですが（上記の図の294番、297番系統バス）、土曜、日曜にはありません。琉球大学の案内等にはこのことが触れられておりませんので、ご注意下さい。

## 2. バス（97番系統バス）で「琉大東口」へ

学術大会会場最寄りのバス停である「琉大東口」に土曜・日曜に停まるバスは、「97番系統バス」のみです。

始発駅は、モノレールの「旭橋駅」からすぐの「那覇バスターミナル」で、そこから那覇中心部の「国際通り」を通りますので、近くにホテルの多い「県庁北口」「牧志」「安里」といったバス停からも乗ることができます。琉大東口までは那覇市内からおよそ一時間程度かかります。高速道路は通らず、街なかをずっと走っていくので、渋滞などで遅れる可能性もあります。バスが旧式なことも多く、乗り心地もあまり良くない場合もあります。その代わり、料金は始発駅から600円で最も安価です。

学会当日の朝の開始時間に間に合う可能性のあるバスの発車時刻は、2025年3月4日現在の情報で、那覇バスターミナルを「6:45」あるいは「7:45」に出るものしかありません。前者ですと会場で時間が余る可能性があります。早朝でまだ暑くないでしょうし、琉球大学は広大で美しいキャンパスをもっていますので、見学してまわるには良いかもしれません。

なおこの路線の最新情報については以下のサイトを参照下さい。平日と週末をお間違えないようにお願いします。

<https://www.navitime.co.jp/diagram/bus/00281600/00079363/1/>

## 3. バス（98番系統バス）で「琉大北口駐車場」へ

那覇市内からの路線バスでは、上記の97番バスだけでなく、98番バスも琉球大に行きます。しかしこちらは、学術大会会場に近い「琉大東口」には停まりません。この路線の終点である「琉大北口駐車場」に停まります。その他は、97番バス同様です。

すなわち、始発駅は、モノレールの「旭橋駅」からすぐの「那覇バスターミナル」で、そこから那覇中心部の「国際通り」を通りますので、近くにホテルの多い「県庁北口」「牧志」

「安里」といったバス停からも乗ることができます。那覇市内からおよそ一時間弱です。高速道路は通らず、街なかをずっと走っていくので、渋滞などで遅れる可能性もあります。バスが旧式なことも多く、乗り心地もあまり良くない場合もあります。その代わり、料金は始発駅から 600 円で最も安価です。

「琉大北口駐車場」は、その名前のお通り、琉球大学の北口を入ったすぐのところにある駐車場です。いわば大学構内がバスの終点になっており、その点では便利なのですが、琉大北口は、学術大会の会場である、「人文社会学部講義棟」からは距離があり、また特に初めての方にとって、ここから会場に行くことは迷いやすいです。とはいえ、同じキャンパスの中にあるわけですので、地図アプリやキャンパス内の掲示などをたどれば、もちろん到達できないわけではありません。

その際のポイントは、大学構内にあるとても大きな千原(せんばる)池にかかる「球陽橋」を目指すことです(ここからの眺めは素晴らしい)。この橋を渡ることができれば、会場はそこをまっすぐ行った突き当たりからすぐです。

学会当日の朝の開始時間に間に合う可能性のあるバスの発車時刻は、2025 年 3 月 4 日現在の情報で、那覇バスターミナルを「7:18」「7:49」「8:24」に出るものがあります。

この 98 番系統バスは、モノレール駅の「古島駅」前にも停まります。ここからは本バスで 30 分弱です。モノレールで「古島駅」(那覇中心の「旭橋」から 260 円、10 分ほど)まで行き、ここで乗り換えれば、那覇市内中心部の混雑を避けることができます。バス料金は 360 円です。両方合わせてもバスで直接行くのと変わりません。2025 年 3 月 4 日現在の情報で、「7:36」「8:07」「8:42」にバスがあります。

なお、この路線の最新情報については以下のサイトを参照下さい。平日と週末をお間違えないようにお願いします。

<https://www.navitime.co.jp/diagram/bus/00281600/00079364/1/>

#### 4. 高速バス(111 番, 117 番系統バス)で「高速琉大入口」へ

111 番, 117 番系統バスは、高速バスで、高速道路を通ります。これまで紹介した路線バス同様、モノレール旭橋駅にある「那覇バスターミナル」を通りますが、出発駅は那覇空港からとなっています。従って、空港から直接、琉球大学へ来ることもできます。他方で、那覇市内、ホテル沿線としては、「那覇バスターミナル」一択となります。料金は、那覇バスターミナルからが 780 円、空港からでも 850 円です。所要時間も、バスターミナルから 30 分弱、空港からでも 40 分弱です。おそらく最速です。使われるバスは観光バスタイプですので、路線バスより乗り心地が良く、高速道路を通り、揺れることも少なく快適です。

このバスの最大の問題点は、降車駅である「高速琉大入口」から会場に行くまでが、前記の 98 番系統バス以上に大変だということです。98 番系統バスは「琉大北口駐車場」が降車駅になり、そこから会場までがやや遠く迷いやすいと記しましたが、「高速琉大入口」はこの「琉大北口駐車場」のさらに外側、高速道路沿線にあります。この高速道路は、琉大から

してかなり下の方に位置するので、降りてからまず階段を登らねばなりません。キャリーバックなどがある場合は、一苦勞です。バス停から上がっていき、少し歩いて琉大キャンパス北口となります。そこから会場までまた少しありますので、荷物があってすでに日が昇っていたりすると、かなりエネルギーを使うこととなります。従って、日曜日などにホテルをチェックアウトして荷物をすべて持ってくる場合は、決してお勧めしません。

とはいえ、上述のとおり、この点を除けば、コストパフォーマンス的には一番よい選択肢といえるかもしれません。

朝のセッションに間に合う可能性のある便としては、2025年3月5日現在の情報で、「那覇バスターミナル」において「6:10」「6:40」「6:55」「7:41」「8:36」があります。

なお、この路線の最新情報については以下のサイトを参照下さい。平日と週末をお間違えないようにお願いします。

<https://www.navitime.co.jp/diagram/bus/00082389/00079379/1/>

以上でご紹介した交通手段の他にも、バスを乗り換えるなどすれば、会場にたどり着く方法はまだ存在しますが、時間と料金、乗り換えの手間やわかりやすさなどからいって、合理的な選択肢は以上とあってよいと思います。

\* 学術大会両日の帰りの交通手段は、前述の通り、貸切バスをご利用いただけます。初日17日（土）は懇親会終了後の20時30分頃、翌日18日（日）は全体会終了後の17時30分頃、いずれも各会場のすぐ近くに60人乗りバス2台をチャーターする予定です。前者是那覇市内、後者は那覇空港へ直行します。学術大会参加申込み時にご登録が必要です。

## 早期キャリアワークショップ（旧若手ワークショップ）

### （5月10日（土）オンライン）のご案内

例年、学術大会の前の金曜日に開催しておりますが、2025年度は、エクスカージョンを実施する関係で、前週の5月10日（土）17:20-20:30にオンラインで開催予定です。詳細は、本プログラム集に記載のほか、会報ならびにメールでお伝えする予定ですので、ご参照下さい。

## \*エクスカージョン「沖縄『法と社会』現地観察会」(5月16日(金))

### のご案内

沖縄で開催される2025年度学術大会の前日5月16日(金)の午後に、貸切バスによるエクスカージョン「沖縄『法と社会』現地観察会」を開催します。法社会学研究の素材の宝庫である沖縄を知っていただく貴重な機会となるものです。多くの方のご参加をお待ちしております。

ルートは2つございます。第1ルートは、首里城や玉陵(たまうどうん)(王墓)、斎場御嶽(せーふあーうたき)(聖地)といった沖縄の固有の歴史や伝統の地を回るものです。第2ルートは、嘉手納基地や普天間基地といった、基地・戦跡など沖縄近代史上重要な地を巡るものとなります(以下)。

第1コース：文化、歴史コース(南部)：

13:30 那覇空港→首里城(400円/320円(20名以上))→玉陵(300円/240円(20名以上))→斎場御嶽(300円/200円(20名以上))→平和の礎/ひめゆりの塔→20:00頃 那覇市内

第2コース：基地、現代史コース(中部)：

13:30 那覇空港→嘉手納基地(道の駅嘉手納)→沖縄国際大学(ヘリ墜落現場)→普天間基地(嘉数高台)→浦添ようどれ(ハクソー・リッジ)(100円)→20:00頃 那覇市内

出発地の那覇空港から各目的地を経て、最終解散地の那覇バスターミナル(旭橋)までの交通手段は学会で準備いたしますので、その部分の交通費は不要です。各目的地の入場料のみ、自己負担していただきます。また昼食・夕食などについても、各自でご負担下さい。

当日の13時30分に那覇空港からの出発を予定しています。参加される方はこの時間までに那覇空港国内線1階到着ロビー「総合案内」前においでいただきますようお願いいたします。そこでバスの乗務員がステッカーを持ってお迎えし、バスの待機場所までご案内いたします。なお終了時刻は19時~20時頃を予定しています。

参加申込み方法は、上述の学術大会の申込みの際に、参加の可否と、参加される場合どちらのコースを選ぶかを尋ねる画面が出ますので、ご登録下さい。なお、当日の連絡のため、携帯電話番号をお尋ねしますので、ご承知おき下さい。定員はそれぞれ40名で先着順となります。なるべくお早めにお申し込みいただきますようお願いいたします。

また参加会員1名につき、2名まで非会員の参加もお認めします。翌日以降の学術大会にオブザーバー参加いただける方や、翌日の生徒学生対象企画・一般向け企画に参加いただけ

る方を対象とします。お誘い合わせの上、ご参加下さい。

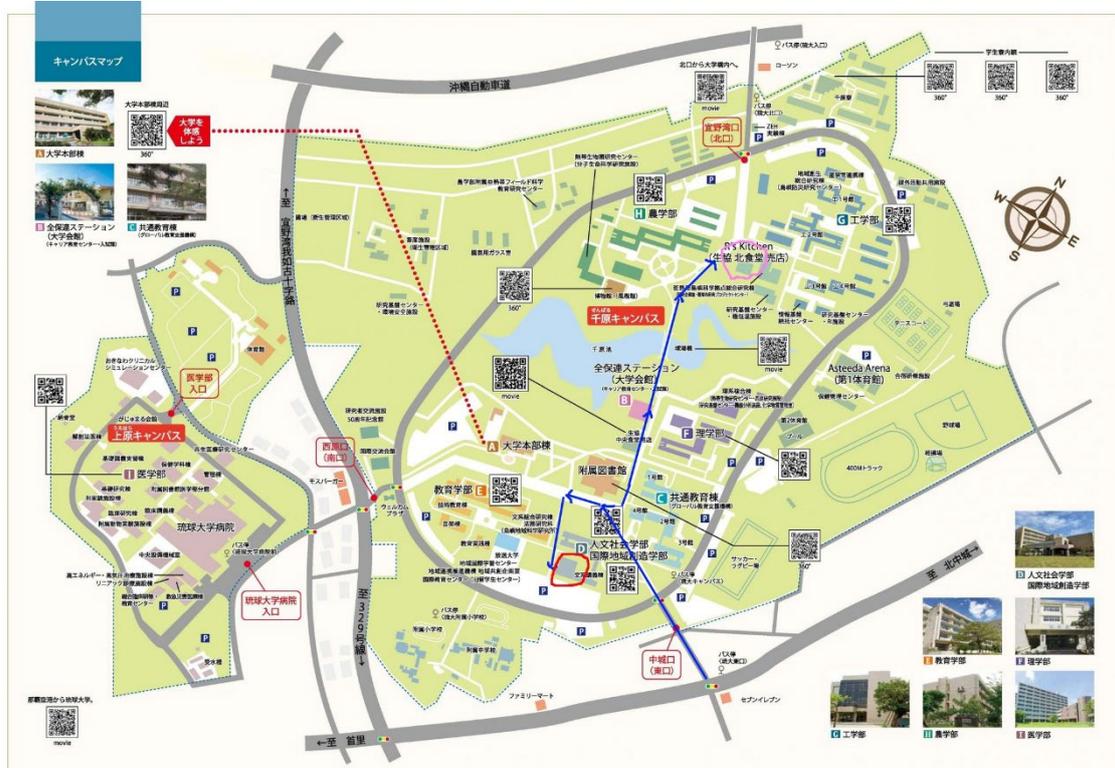
本現地観察会についての最新情報を、学会ウェブサイト (<http://jasl.info/>) や特設 SNS (Facebook <https://www.facebook.com/profile.php?id=61563270093551>, X (旧 Twitter) <https://x.com/JN52LXTSzT64193>) にて随時ご案内しますので、あわせてご参照下さい。

【沖縄大会プロジェクトチーム】馬場健一（理事長）、秋葉丈志、飯考行、橋場典子、米田憲市(本企画に関するご質問等は、[kbaba@kobe-u.ac.jp](mailto:kbaba@kobe-u.ac.jp) 馬場健一 までお問い合わせ下さい)

## \* 懇親会（5月17日（土））会場のご案内

会場：琉球大学生協同組合北食堂（以下マップ参照）

キャンパスマップに学会会場（赤い線で囲った建物）、懇親会場（ピンクの線で囲った建物）およびそこまでのルート（青い矢印）を書き込みました。学会会場には、大学の東口から入って、回り込むような感じになります。懇親会場は、同じルートを少し戻り、図書館の横を北口に向けて進み、大きな池の上にかかった橋を渡ってその先になります。少し距離があり、初めての場合は迷いやすいのでご注意ください。



【会場校事務担当】 武田昌則（琉球大学）、白木敦士（琉球大学）

日本法社会学会 2025 プログラム(琉球大学)

2025年5月10日(土) 17:20-20:30 早期キャリアワークショップ(旧若手ワークショップ) 2025

5月16日(金) 13:30-20:00 エクスカーション(沖縄『法と社会』現地観察会)

5月17日(土) 9:30-17:45 ミニシンポジウム & 個別報告 & 公開企画 & ポスター報告

	<p><b>企画関連</b> <b>ミニシンポジウム①</b> <b>「沖縄における法, 慣習, 共同体」</b> 司会: 上地一郎</p> <p>上地一郎「沖縄における法, 慣習, 共同体への導入」 渡口紘子「法秩序の変遷と沖縄の模倣慣習」 越智郁乃「祖先祭祀の女子継承をめぐる相剋」 宮城能彦「沖縄の村落共同体論の再構成」 尾崎一郎「コメント①」 高村学人「コメント②」</p>	<p><b>ミニシンポジウム①</b> 阿部昌樹 <b>「統治システム論の視点から見た日本の裁判所・裁判官」</b></p> <p>加藤雅俊・徳久恭子「日本型統治システムにおける司法の位置とその変容—政治学からの批判的考察」 渡辺千原「最高裁判所は変わったのか—司法制度改革以降の最高裁の「応答性」」 見平典「日本型統治システムの中の最高裁判所長官—三好達を中心に」 曾我謙悟「裁判官経験者を対象としたサーベイ調査の分析①—裁判官人事を中心に」 阿部昌樹「裁判官経験者を対象としたサーベイ調査の分析②—政治—司法関係についての元裁判官の意識を中心に」 佐藤岩夫「コメント」</p>	<p><b>個別報告分科会①</b> 司会: 小佐井良太</p> <p>郭潔「後期村上淳一の裁判理論」 太田勝造「法的判断の法社会学—事実認定と法的当てはめ判断」 浅水屋剛・加藤淳子・太田勝造「法律家と一般人との差異—神経科学的手法による複数のアプローチ」 岩崎将基「Empirical Analysis of Third Party Litigation Funding」</p>	<p><b>個別報告分科会②</b> 司会: 飯考行</p> <p>杉崎千春「裁判員選任過程における憲法問題の検討—理由を示さない不選任請求を中心として」 荒井真希子「ケニア, ナイロビ市内のスラム地域の若者たちの法的経験と法意識—フィールド調査結果からの考察」 藤本亮「外国語で外国法を学ぶ—法学教育と外国語教育の関係を探る」 高嶋里枝「精神保健福祉法における入院者訪問支援事業とアドボカシーの概念」</p>	<p><b>中学生・高校生・大学生対象公開講座</b> <b>「法学ってホントは面白い!」</b></p> <p>馬場健一「アニメで法と社会入門: 魔法少女契約の有効性について」 原田綾子「法学部ってどんなところ?: 法と政治の勉強も実は楽しい!？」</p>
<p>9:30   12:30</p>	<p>昼食 [同時間帯に女性ランチオンを開催]</p>				
<p>13:30   14:30</p>	<p>会員総会</p>				

<p>14:45   17:45</p>	<p><b>ミニシンポジウム②</b> 仁木恒夫 「<b>CONTACT・ゾーンの紛争処理</b>」</p> <p>仁木恒夫「企画趣旨」 吉田直起「対馬における成年後見拡充活動とCONTACT・ゾーン」 李英「韓国人観光客・韓国系旅行者を中心とした対馬観光産業の秩序変容」 和田仁孝「CONTACT・ゾーンにおける言説の交錯」 宮田賢人「コメント：ポードースタディーズの観点から考える法におけるCONTACT・ゾーン」</p>	<p><b>ミニシンポジウム③</b> 松村歌子 「<b>DV 事案における司法の役割の再検討—日本型 DV コートを目指して</b>」</p> <p>山村麻予「DV の支配関係にある被害者と加害者の心理状況と制度との乖離」 山本千晶「DV 被害者のニーズと支援制度の課題」 李妍淑「台湾からみる DV 事案における司法の関与のあり方」 松村歌子「ニュージランドから見る DV 事案における司法の関与のあり方」 宮園久栄「日本型 DV コート導入に向けた試論」 井上匡子「日本型 DV コート構想の意義と可能性—理論的課題の整理を中心に」</p>	<p><b>個別報告分科会③</b> 司会：大坂恵里</p> <p>林泉苗「日本の公共訴訟における外国憲法の参照—データマイニングを用いた考察」</p> <p>波多野綾子「日本における婚姻平等の法的・社会的ダイナミクス—戦略的訴訟と規範の観点から」</p> <p>神戸秀彦「原発再稼働差止訴訟で差止を認めた判決等の判断構造」</p> <p>佐々木通孝・井上由里子「不正競争防止法上の品質誤認惹起行為に関する需要者の認識—需要者アンケートを用いた実証研究」</p>	<p><b>ポスター・セッション</b></p> <p>向井智哉「刑事政策参加に関する実証研究で得られた知見とその示唆」</p> <p>久保山力也「法コピキタス社会を実現する「法の教育 2.0」—方法と展望」</p> <p>赤嶺亜紀・浅井千絵・菅原郁夫「言語情報による共感要素の補完が Web 法律相談の評価に及ぼす影響の検証」</p> <p>LI XUESONG・岩瀬湧多「大規模言語モデル・データと説明可能な機械学習を用いた司法裁判における裁判官の嗜好と裁判の隠れたメカニズムの捕捉—「男女雇用機会均等法」第 11 条を中心に」</p> <p>齋藤宙治「コロナ禍と裁判所—司法統計月報の分析」</p> <p>寺井悠人「公用文の文書様式の好みの実態—人口統計学的属性に基づく市民アンケート調査結果の分析を踏まえて」</p>	<p><b>社会連携セッション</b> 「<b>沖縄における市民の司法参加の経験—陪審制度、検察審査会</b>」 司会：平山真理・秋葉丈志</p> <p>平山真理「企画趣旨」</p> <p>四宮啓「沖縄で行われた陪審裁判—弁護士・民政府職員・市民に与えた影響—（1992 年の日弁連調査から）」</p> <p>池宮城紀夫・西村健「沖縄において司法が直面してきた課題と司法における市民参加」</p> <p>西村健「コメント」</p>
------------------------------	---	---	---	--	---

5 月 18 日 (日) 9:00—17:00 ミニシンポジウム & 個別報告 & 全体シンポジウム

<p>9:00   12:00</p>	<p><b>企画関連</b> <b>ミニシンポジウム②</b> 「<b>親密性・ケア・クア</b>の概念を編み直す」 司会：綾部六郎</p> <p>新城郁夫「クア的主体の困難から始める—(ホモ)ナショナリズム批判に向けて」 青山薫「ポスト近代家族における「婚姻の平等」とその問題—親密な関係の多様性のために」 久保田裕之「最小結婚論における親密性とクアの再分節化—非性愛規範的な「ケアの法」をめぐる」 池田弘乃「コメント」</p>	<p><b>ミニシンポジウム④</b> 飯考行 「<b>損害賠償請求の法社会学—当事者の視点に留意した事故・災害の被害、金銭補償と修復のあり方の再考</b>」</p> <p>飯考行「東日本大震災後の津波事故における遺族の思いと活動」 大坂恵里「福島原発事故被害の賠償」 松本克美「民事責任と「時の壁」」 原田真理「心の傷と回復—臨床心理の視点から」 石原明子「大規模災害と修復的正義—水俣・原発事故・震災から考える」 小口幸人「コメント」</p>	<p><b>ミニシンポジウム⑤</b> 石田京子 「<b>DX 時代のリーガルサービスとリーガルプロフェッション—企業調査の結果報告からの知見</b>」</p> <p>石田京子「本研究プロジェクトにおける企業調査の位置づけと調査結果の概要報告」 山口絢「大企業のリーガルニーズとリーガルテック利用の実態」 小林一郎「企業法務の実装段階におけるリーガルテックの導入実態—司法アクセスとの関係性を探る」 手賀寛「企業におけるリーガルテックの受容障壁」 春日舞「コメント」 河崎健一郎「コメント」</p>	<p><b>個別報告分科会④</b> 司会：久保秀雄</p> <p>馬場健一「戦前の司法統計からみる訴訟率の東西格差の背景—沖縄からの示唆を基軸に」</p> <p>上村進・堀口愛芽紗「政策体系論からみた法教育の現状と課題」</p> <p>堀口愛芽紗「高校生の消費者法意識に及ぼす民事模擬裁判の教育効果—宿泊契約取消を題材にした法教育実践」</p> <p>山下瞬「見直し条項の通時的分析」</p>
<p>12:00   13:00</p>	<p>昼食</p>			

全体シンポジウム  
「<イズム>と法」

企画委員会企画

司会  
秋葉丈志・平山真理

秋葉丈志  
「企画趣旨説明」

13:00  
|  
16:50  
小熊英二  
「日本復帰と本土法延長」

山本章子  
「日米地位協定の「問題」とは何か」

村上尚子  
「基地と性暴力—被害者支援の観点から」

玉城福子  
「ポストコロニアル・フェミニズムの視点から問い直す沖縄研究」

コメンテーター①  
愛敬浩二

コメンテーター②  
南野佳代

16:50  
|  
17:00

理事長挨拶

# 報告題目・目次

**5月10日(土)**  
**17:20-20:30**  
**(オンライン)**

**早期キャリアワークショップ(旧若手ワークショップ) 2025**……………2  
第一部：早期キャリア研究者ネットワーキング  
第二部：キャリア形成支援講演「研究者になりたいからこそ：キャリアの選択肢を増やす方法」許仁碩(北海道大学)  
第三部：プレ研究報告会

5月17日(土)  
9:30-12:30

## 企画関連ミニシンポジウム①

### 「沖縄における法、慣習、共同体」……………4

コーディネーター・司会：上地一郎（松蔭大学）

- (1) 上地一郎（松蔭大学）「沖縄における法、慣習、共同体への導入」
- (2) 渡口紘子（北海道大学大学院）「法秩序の変遷と沖縄の模倣慣習」
- (3) 越智郁乃（東北大学）「祖先祭祀の女子継承をめぐる相剋」
- (4) 宮城能彦（沖縄大学）「沖縄の村落共同体論の再構成」
- (5) 尾崎一郎（北海道大学）「コメント」
- (6) 高村学人（早稲田大学）「コメント」

## ミニシンポジウム①

### 「統治システム論の視点から見た日本の裁判所・裁判官」……………7

コーディネーター・司会・趣旨説明：阿部昌樹（大阪公立大学）

- (1) 加藤雅俊（立命館大学）・徳久恭子（立命館大学）「日本型統治システムにおける司法の位置とその変容—政治学からの批判的考察」
- (2) 渡辺千原（立命館大学）「最高裁判所は変わったのか—司法制度改革以降の最高裁の「応答性」」
- (3) 見平典（京都大学）「日本型統治システムの中の最高裁判所長官—三好達を中心に」
- (4) 曾我謙悟（京都大学）「裁判官経験者を対象としたサーベイ調査の分析①—裁判官人事を中心に」
- (5) 阿部昌樹（大阪公立大学）「裁判官経験者を対象としたサーベイ調査の分析②—政治—司法関係についての元裁判官の意識を中心に」
- (6) 佐藤岩夫（東京大学）「コメント」

## 個別報告分科会①……………10

司会：小佐井良太（福岡大学）

- (1) 郭潔（大阪大学大学院）「後期村上淳一の裁判理論」
- (2) 太田勝造（明治大学）「法的判断の法社会学—事実認定と法的当てはめ判断」
- (3) 浅水屋剛（一橋大学）・加藤淳子（東京大学）・太田勝造（明治大学）「法律家と一般人との差異—神経科学的手法による複数のアプローチ」
- (4) 岩崎将基（Seoul National University）「Empirical Analysis of Third Party Litigation Funding」

## 個別報告分科会②……………13

司会：飯考行（専修大学）

- (1) 杉崎千春（専修大学）「裁判員選任過程における憲法問題の検討—理由を示さない不選任請求を中心として」
- (2) 荒井真希子（JICA 緒方貞子平和開発研究所）「ケニア、ナイロビ市内のスラム地域の若者たちの法的経験と法意識—フィールド調査結果からの考察」
- (3) 藤本亮（名古屋大学）「外国語で外国法を学ぶ—法学教育と外国語教育の関係を探る」
- (4) 高嶋里枝（国立精神・神経医療研究センター）「精神保健福祉法における入院者訪問支援事業とアドボカシーの概念」

## 中学生・高校生・大学生対象公開講座

### 「法学ってホントは面白い!」……………巻末チラシ

- (1) 馬場健一（神戸大学）「アニメで法と社会入門：魔法少女契約の有効性について」



(2) 原田綾子 (名古屋大学) 「法学部ってどんなところ? : 法と政治の勉強も実は楽しい! ?」

## 社会連携セッション

「沖縄における市民の司法参加の経験—陪審制度，検察審査会」17，巻末チャ  
コーディネーター・司会：平山真理（白鷗大学）・秋葉丈志（早稲田大学）

- (1) 平山真理（白鷗大学）「企画趣旨」
- (2) 四宮啓（國學院大學名誉教授・弁護士）「沖縄で行われた陪審裁判—弁護士・民  
政府職員・市民に与えた影響—（1992年の日弁連調査から）」
- (3) 池宮城紀夫（弁護士）・西村健（弁護士）「沖縄において司法が直面してきた課題  
と司法における市民参加」
- (4) 西村健（弁護士）「コメント」

## ミニシンポジウム②

「コンタクト・ゾーンの紛争処理」…………… 20

コーディネーター・司会：仁木恒夫（大阪大学）

- (1) 仁木恒夫（大阪大学）「企画趣旨」
- (2) 吉田直起（亜細亜大学）「対馬における成年後見拡充活動とコンタクト・ゾーン」
- (3) 李英（岡山大学）「韓国人観光客・韓国系旅行者を中心とした対馬観光産業の  
秩序変容」
- (4) 和田仁孝（早稲田大学）「コンタクト・ゾーンにおける言説の交錯」
- (5) 宮田賢人（小樽商科大学）「コメント ボーダースタディーズの観点から考える  
法におけるコンタクト・ゾーン」

## ミニシンポジウム③

「DV事案における司法の役割の再検討—日本型DVコートを目指して」 23

コーディネーター・司会：松村歌子（関西福祉科学大学）

- (1) 山村麻予（関西福祉科学大学）「DVの支配関係にある被害者と加害者の心理状況  
と制度との乖離」
- (2) 山本千晶（フェリス女学院大学）「DV被害者のニーズと支援制度の課題」
- (3) 李妍淑（琉球大学）「台湾からみるDV事案における司法の関与のあり方」
- (4) 松村歌子（関西福祉科学大学）「ニュージーランドから見るDV事案における司法  
の関与のあり方」
- (5) 宮園久栄（東洋学園大学）「日本型DVコート導入に向けた試論」
- (6) 井上匡子（神奈川大学）「日本型DVコート構想の意義と可能性—理論的課題の整  
理を中心に」

## 個別報告分科会③…………… 27

司会：大坂恵里（東洋大学）

- (1) 林泉苗（東京大学大学院）「日本の公共訴訟における外国憲法の参照—データマ  
イニングを用いた考察」
- (2) 波多野綾子（オックスフォード大学大学院）「日本における婚姻平等の法的・社  
会的ダイナミクス—戦略的訴訟と規範の観点から」
- (3) 神戸秀彦（関西学院大学）「原発再稼働差止訴訟で差止を認めた判決等の判断構  
造」
- (4) 佐々木通孝（武蔵野大学）・井上由里子（一橋大学）「不正競争防止法上の品質誤  
認惹起行為に関する需要者の認識—需要者アンケートを用いた実証研究」

## ポスター・セッション…………… 30

- (1) 向井智哉（福山大学）「刑事政策参加に関する実証研究で得られた知見とその示  
唆」
- (2) 久保山力也（大阪大谷大学）「法ユビキタス社会を実現する「法の教育2.0」—方

法と展望」

- (3) 赤嶺亜紀（名古屋学芸大学）・浅井千絵（武蔵野美術大学）・菅原郁夫（早稲田大学）「言語情報による共感要素の補完が Web 法律相談の評価に及ぼす影響の検証」
- (4) LI XUESONG（明治大学大学院）・岩瀬湧多（明治大学大学院）「大規模言語モデル・データと説明可能な機械学習を用いた司法裁判における裁判官の選好と裁判の隠れたメカニズムの捕捉—「男女雇用機会均等法」第 11 条を中心に」
- (5) 齋藤宙治（東京大学）「コロナ禍と裁判所—司法統計月報の分析」
- (6) 寺井悠人（元大阪大学大学院）「公用文の文書様式の好みの実態—人口統計学的属性に基づく市民アンケート調査結果の分析を踏まえて」

5月18日(日)  
9:00-12:00

## 企画関連ミニシンポジウム②

### 「親密性・ケア・クィア」の概念を編み直す」…………… 35

- コーディネーター・司会：綾部六郎（名古屋短期大学）
- (1) 新城郁夫（琉球大学）「クィア的主体の困難から始める—(ホモ)ナショナリズム批判に向けて」
  - (2) 青山薫（神戸大学）「ポスト近代家族における「婚姻の平等」とその問題—親密な関係の多様性のために」
  - (3) 久保田裕之（日本大学）「最小結婚論における親密性とケアの再分節化—非性愛規範的な「ケアの法」をめぐって」
  - (4) 池田弘乃（山形大学）「コメント」

## ミニシンポジウム④

### 「損害賠償請求の法社会学—当事者の視点に留意した事故・災害の被害、金銭補償と修復のあり方の再考」…………… 38

- コーディネーター・司会：飯考行（専修大学）
- (1) 飯考行（専修大学）「東日本大震災後の津波事故における遺族の思いと活動」
  - (2) 大坂恵里（東洋大学）「福島原発事故被害の賠償」
  - (3) 松本克美（立命館大学）「民事責任と＜時の壁＞」
  - (4) 原田眞理（玉川大学）「心の傷と回復—臨床心理の視点から」
  - (5) 石原明子（熊本大学）「大規模災害と修復的正義—水俣・原発事故・震災から考える」
  - (6) 小口幸人（弁護士）「コメント」

## ミニシンポジウム⑤

### 「DX時代のリーガルサービスとリーガルプロフェッション—企業調査の結果報告からの知見」…………… 42

- コーディネーター・司会・企画趣旨説明：石田京子（早稲田大学）
- (1) 石田京子（早稲田大学）「本研究プロジェクトにおける企業調査の位置づけと調査結果の概要報告」
  - (2) 山口絢（千葉大学）「大企業のリーガルニーズとリーガルテック利用の実態」
  - (3) 小林一郎（一橋大学）「企業法務の実装段階におけるリーガルテックの導入実態—司法アクセスとの関係性を探る」
  - (4) 手賀寛（東京都立大学）「企業におけるリーガルテックの受容障壁」
  - (5) 春日舞（LegalOn Technologies）「コメント」
  - (6) 河崎健一郎（弁護士）「コメント」

## 個別報告分科会④…………… 46

- 司会：久保秀雄（京都産業大学）
- (1) 馬場健一（神戸大学）「戦前の司法統計からみる訴訟率の東西格差の背景—沖縄からの示唆を基軸に」
  - (2) 上村進（日本大学）・堀口愛芽紗（駒澤大学）「政策体系論からみた法教育の現状と課題」
  - (3) 堀口愛芽紗（駒澤大学）「高校生の消費者法意識に及ぼす民事模擬裁判の教育効果—宿泊契約取消を題材にした法教育実践」
  - (4) 山下瞬（東京大学大学院）「見直し条項の通時的分析」

5月18日(日)  
13:00-16:50

## 全体シンポジウム

「<イズム>と法」 ..... 50

企画委員会企画

司会：コーディネーター・司会：秋葉丈志（早稲田大学）・平山真理（白鷗大学）

- (1) 秋葉丈志（早稲田大学）「企画趣旨説明」
- (2) 小熊英二（慶應義塾大学）「日本復帰と本土法延長」
- (3) 山本章子（琉球大学）「日米地位協定の「問題」とは何か」
- (4) 村上尚子（弁護士）「基地と性暴力—被害者支援の観点から」
- (5) 玉城福子（名桜大学）「ポストコロニアル・フェミニズムの視点から問い直す沖縄研究」
- (6) 愛敬浩二（早稲田大学）「コメント」
- (7) 南野佳代（京都女子大学）「コメント」

5月10日（土） 17:20～20:30

- 早期キャリアワークショップ  
（旧若手ワークショップ） 2025

# 早期キャリアワークショップ2025

担当理事：橋場典子（関西学院大学）  
幹事：新山惟乃（お茶の水女子大学）・寺井悠人（大阪大学）  
・真田悠生（大阪大学）

---

2025年度は、学術大会1週間前の5月10日(土)17:20~20:30にオンライン（Zoom）にて早期キャリアワークショップ（旧若手ワークショップ）を実施します。参加を希望される方は、各企画説明の後に掲載しているURL（申し込みフォーム）から申請をお願いします。

## 第一部：早期キャリア研究者ネットワーキング

参加者自身の研究テーマや研究手法等について自己紹介をし合い、参加者同士の横のつながりを構築します。

## 第二部：キャリア形成支援講演会

許仁碩会員を招き、早期キャリア研究者の今後のキャリア形成に資するお話をうかがいます。

<https://forms.gle/7ySPEzG7vQLaWevR7>

（ワークショップ第一部～第三部全体の参加希望者用申し込みフォームです。〆切は4月30日（水）です。）

## 第三部：プレ研究報告会

学会報告などの経験の少ない早期キャリア研究者の研鑽の場として、プレ報告会を予定しています。報告について日本語・英語の制限は設けません。まだ報告の経験が無い方の場慣れのためや、さまざまな学会報告のリハーサルとして、あるいは研究の整理を目的とした中間報告の場としてなど、どなたも気軽にご参加ください。

5月17日（土） 9:30～12:30

- 企画関連ミニシンポジウム①

「沖縄における法, 慣習, 共同体」

- ミニシンポジウム①

「統治システム論の視点から見た日本の裁判所・裁判官」

- 個別報告分科会①

- 個別報告分科会②

# 企画関連ミニシンポジウム①

## 沖縄における法，慣習，共同体

コーディネーター・司会：上地一郎（松蔭大学）

### 企画趣旨

本ミニシンポジウムでは、歴史的に「外」から様々な法が持ち込まれてきた沖縄における「法」のあり方について考察する。日本の法社会学研究では、戦後初期以来、入会権など農山漁村の慣行と土地の所有権を前提とする民法の間のギャップが検討されてきた。沖縄においても、共同体や伝統的な土地所有形態についての研究、「講」に類する地域的な共助組織を法的にどのように位置づけるべきかを検討する研究などが展開されている。また文化人類学でも沖縄の家族・親族組織は、その時々外部の影響を受けながら独特の発展・変化し形成されてきたと捉えられている。このように、沖縄に日本の近代法がどのように持ち込まれ、慣習との間にどのような相互作用がもたらされてきたかについて、4つの研究報告を通じて考察を深めたい。歴史的にはコロニアリズムとの交渉を伴うものでもあるが、一方的な作用ではなく「沖縄」を中心に日本法との関係を「相互作用」という視点で検討する。

### 沖縄における法，慣習，共同体への導入

上地一郎(松蔭大学)

沖縄の近代国民国家・日本への包摂は、1872年の明治政府による琉球王国の廃止と琉球藩の設置に始まる。明治政府は、1879年に琉球藩を解体し、沖縄県を設置した（琉球処分）。しかし、明治政府は、日本本土において展開された地方制度改革や地租改正といった一連の改革を実施することなく、沖縄においては当面のあいだ旧琉球王府に由来する「旧慣土地制度」「旧慣租税制度」「旧慣地方制度」を存置し、沖縄県政を出発した。この方針により、統治機構のうち藩庁を除いた旧慣諸制度が、1903年の「沖縄県土地整理事業」の完成まで引き続き効力を持つことになった。

この旧慣による統治がなされた時期から沖縄の村落は、「他者の声」を通して慣習を認識し、共同体としての形を整え、様々な慣習的制度を形成し始めたと報告者は考えているが、この慣習的な制度形成のプロセスにおいては、日本本土からの近代法の一方的な押し付けではなく、村落の側の応答による制度形成を見てとることができる。また沖縄県土地整理事業の完成により旧慣諸制度による統治が一掃され、日本の近代法制の下に沖縄が本格的に組み込まれると、このプロセスは加速し、日本の近代法と在地の慣習とが混交し独特な慣習的な制度が生み出されていったことを明らかにしたい。

## 法秩序の変遷と沖縄の模合慣習

渡口紘子(北海道大学大学院)

沖縄における相互扶助的な庶民金融の慣習である「模合」が法や共同体とどのように関わりながら変化してきたのかを分析する。

シマの共同体的結びつきに基づく金融制度であった模合は、近代化のなかで様々な形態をとるようになり、営利化した模合はやがて国家法の規制を受けて公的な金融に置き換わっていった。一方で、親睦を目的とする模合は現在まで広く行われており、先行研究においては沖縄社会に依然として残る共同体的結びつきが模合を支えているとされてきた。しかし、現在では沖縄的共同性も自明性を失いつつあり、共同体的結びつきの断絶や希薄化への抵抗としてつながりを維持、発展させるために模合が用いられているとする指摘もある。

現代の沖縄社会において模合を構成し支えている規範はどのようなものか、それはどのような機能を果たしているか、人々はどのようにそれを認識し運用しているのか、そして、沖縄社会の伝統的な共同性がどう関わっているのかについて、法的紛争処理制度との距離を意識しつつ社会調査の結果をふまえて考察する。

[参考文献] 北島照明「沖縄における模合の実態(1), (2)」『商学集志』41巻4号(1972), 同43巻1号(1973)

## 祖先祭祀の女子継承をめぐる相剋

越智郁乃(東北大学)

本発表では沖縄の位牌祭祀継承を事例に、過去、あるいは地域によっては「正統な継承者」または「中継ぎ」として認められてきた女性の継承が、近現代において排除されるようになった事例を取り上げ、その背景にある外来法と沖縄社会の相互交渉について論じる。

これまで沖縄社会は本土日本と比較して特異に祖先信仰が発達した地域として文化人類学・民俗学的な関心を集めてきた。死者は適切な祭祀を受けながら祖先への階梯を登っていくと考えられ、そのため死者を表す位牌を誰が継承すべきかということが、祭祀を行う家だけではなく、地域での関心事でもあった。ゆえに、その継承ラインに関する研究が数多く行われてきたが、そこで近世から見られた父系血縁原理が、明治大正期、そして戦後に至り、強まりを見せることが指摘されている。そこで本報告では、1) 地域祭祀を担っていた神女ノロの継承及び土地所有が明治民法の影響を受け変化した例、2) 沖縄戦中に男子を亡くした家における戦後の位牌継承と財産分与の例、3) 女子継承を果たすために沖縄から県外に位牌・墓を移動させた事例を通じて、それぞれの家において女性に継承させるための手段や対応策について検証しつつ、外来法と慣習の変化について議論する。

## 沖縄の村落共同体論の再構成

宮城能彦(沖縄大学)

社会学者による沖縄研究は1971～73年に九学会連合の社会学班による調査からはじまった。その時に持ち込まれたのが「家」を単位として村落構造をとらえる当時の農村社会学の研究手法と理論仮説であったが、それは沖縄の村落では通用せず、門中研究についても多くの課題が残った。しかしその頃に、明治以降に寄生地主制が発達せず、比較的平等で相互扶助的・自治的機能が強いという沖縄村落像の基礎が形作られたといえよう。

1972年の日本復帰以降、社会学者たちの興味は、基地や経済的自立問題、あるいは環境問題、地域自治を題材とした研究へとシフトしていく。また、いわゆる子どもの貧困問題や少年非行など、沖縄の共同体から排除された者たちを扱う論考も目立つようになる。

一方で、主に歴史学において近世・近代の沖縄村落の見直しが提起されるようになった。

発表者も、沖縄共同体の象徴的存在である「共同売店」を、かつては近世沖縄村落共同体が近代化—特に貨幣経済への対応として「発明」されたものと考えていた。しかし最近、近世沖縄村落において「共同体」は未発達で、近代以降において「共同売店」を運営していくことによって近現代的「共同体」が形成されてきたのではないかという仮説で研究を進めている。

戦後日本の村落が過疎高齢化によって衰退し消滅の危機を迎えている村落も多い中、沖縄の共同体に可能性をもとめるような研究が増えたが、そのことについても言及したい。

### コメント①

尾崎一郎(北海道大学)

### コメント②

高村学人(早稲田大学)

## ミニシンポジウム①

# 統治システム論の視点から見た日本の裁判所・裁判官

コーディネーター・司会・趣旨説明：阿部昌樹（大阪公立大学）  
ディスカッサント：佐藤岩夫（東京大学）

### 企画趣旨

本ミニ・シンポジウムは、政治学・行政学の分野における政官関係や官僚制の動態についての研究の最新の成果を踏まえつつ、政・官と司法との関係に視野を拡張することによって、「日本型統治システム」をより包括的に把握することを目的とした、法社会学、政治学、行政学、憲法学の各分野の研究者による、現在進行中の学際的な共同研究の成果の一部を提示することによって、法社会学にとってこうした共同研究が有する学問的意義を示すために企画されたものである。

### 日本型統治システムにおける司法の位置とその変容 ——政治学からの批判的考察——

加藤雅俊(立命館大学)・徳久恭子(立命館大学)

日本型統治システムにおいて、司法はどのような機能を果たし、それはどのように変容してきたのか。この問いは、法制度と社会の関わりを探求する法社会学にとって重要なだけでなく、統治システムの特徴と動態を探求する政治学や、日本社会に生きる私たち一人ひとりにとって重要なものである。学術的にも社会的にも重要な問いであるにもかかわらず、政治学は、統治システムにおいて司法が果たしている機能について、十分に検討してこなかった。統治システムにおける司法の機能を考える上では、多様な裁判官から構成される司法はいかにして組織的な一体性を保持し（司法の内部統制）、そして組織としての司法はどのように政治・行政と対峙してきたか（司法からみた執政）、また、政治・行政はいかにして組織としての司法を制御してきたか（執政から見た司法）、言い換えれば、司法—政治・行政関係の全体像を捉えることが重要となる。本報告では、この3つの論点に注目し、先行研究の知見の批判的再構成と、司法の政治的役割に注目が集まった事例の分析を通じて、日本国憲法下における司法—政治・行政関係がどのように変化してきたかを素描する。

### 最高裁判所は変わったのか ——司法制度改革以降の最高裁の「応答性」——

**渡辺千原(立命館大学)**

司法制度改革期前後より、最高裁の法令違憲判決は増え、「最高裁は変わった」と言われる。では、いつどのように最高裁は変わったといえるのか、その変化は、司法制度改革期から20年を経て持続しているのか。本報告では、平成期以降から現在までの最高裁判事の判決行動を対象に、司法制度改革期に期待された「統治機構の一翼としての司法」という役割と、社会の変化や要請に応えるという「応答的司法」という役割がどのように果たされているのかを、最高裁判決の傾向、最高裁判事の任命動向、少数意見の執筆、最近の違憲判決を支える「立法事実変遷論」の展開等に注目して、1990年代、2000年代、2010年以降現在までに大まかに時期区分を行いながら、整理、概観する。

司法制度改革期には、主として「市民的司法改革論」の立場から、官僚的司法が批判され、法曹一元制導入等や最高裁改革なども求められたものの、法曹一元制は導入されず、最高裁改革は全く手がつけられなかった。改革なくして変化があったといえるのか、官僚的司法批判が求めた改革や「応答性」の実現状況という観点からも評価を試みたい。

## **日本型統治システムの中の最高裁判所長官 ——三好達を中心に——**

**見平典(京都大学)**

調査官経験を有する元最高裁判事によると、最高裁長官は、調査官を事実上動かすことができるために、他の裁判官とは異なる独自の影響力を有するという。しかし、任期中に3つの大法廷事件を処理した三好達・第13代最高裁長官は、そのうちの1つである愛媛玉串料訴訟（最大判平成9年4月2日）では13対2の大差をつけられて少数派となり、参議院議員選挙定数訴訟（最大判平成8年9月11日）では9対6（合憲性の判断では8対7）の僅差で辛うじて多数派を形成するにとどまった。大法廷事件における三好の長官としての影響力は限定的であったとみられるが、それはいかなる理由によるのであろうか。本報告は、こうした関心から、三好の司法観・法思想、判決行動等を、当時の最高裁内外の状況と関係づけつつ考察する。それを通して、1990年代後期という日本型統治システムの変動期における最高裁の動態を示すとともに、今後法社会学・司法政治学が最高裁長官のリーダーシップや裁判所内部の力学に関する研究を展開していく上で必要となる事例研究の蓄積に寄与することを目指す。

## **裁判官経験者を対象としたサーベイ調査の分析① ——裁判官人事を中心に——**

**曾我謙悟(京都大学)**

「事務総局支配とは何か？」この問いに対して、本報告は、裁判官経験者を対象としたサーベイ調査の分析を通じて回答を試みる。日本の裁判所人事の特徴としての事務総局支配論とは、異

動・昇進のパターンとその管理主体についての記述を中心として、それをもたらす要因としての政権党との関係や、その帰結としての司法消極主義などにも及ぶ包括的な理解であった。

この議論に対して本報告では、実態調査を通じ裁判官の認識や考え方を明らかにすることで、その見直しを試みる。事務総局経験や所長・長官経験の有無と勤続年数に基づく5つのグループの間で、職務についての認識や事案処理への姿勢、裁判所組織への評価、行動等の自由、政治との関係や社会の見方などについて、どのような違いがあるかを確認していく。

その結果は、5つのグループがそれぞれ異なる特徴を持つとともに、その違いは事務総局からの距離による一元的なものではないことを示す。事務総局支配論の根拠とされる異動・昇進のパターンは、裁判を通じて社会の紛争解決を図るとともに、統治機構の一部として立法府・行政府と調整を行うという2つの機能の帰結として捉えられるだろう。また、限定的な人数の構成員を途中で外に出すことなく抱える組織が、構成員にインセンティブを与え続けるという人事管理上の課題への対応策でもあるのだろう。

## **裁判官経験者を対象としたサーベイ調査の分析②** **——政治—司法関係についての元裁判官の意識を中心に——**

**阿部昌樹(大阪公立大学)**

本報告では、裁判官経験者を対象としたサーベイ調査における、裁判所は、国民代表の意思、政権政党の意向、中央省庁のそれぞれの分担管理する領域における専門的判断を、それぞれどの程度尊重すべきかを尋ねた質問項目への回答の分布等を手がかりとして、元裁判官が、在官当時、政・官と司法との関係をどのようなものとして認識していたのか、そしてまた、統治システムの一角を占める司法府が果たすべき固有の役割はどのようなものであると認識していたのかを明らかにする。そのうえで、そうした役割認識の裁判官相互間における差異が、どのような要因によって規定されており、個別事件処理に際しての法解釈にどのような影響を及ぼしていたのかを検討する。

## 後期村上淳一の裁判理論

郭潔（大阪大学大学院）

現代では近代合理性から発達した高度な科学技術の急速な発展が社会を大きく変えていつている。その影響を受けて社会生活は一方で利便性が向上しながらも、社会関係が複雑になり、かつてとは異なる問題が発生してきた。こうした社会環境や社会関係の変化のもとで生じる紛争が近代裁判によって処理しきれないことが、現代型訴訟の登場によってすでに明らかになっている。現代型訴訟をふまえた研究は多いが、それをも視野に入れて従来型訴訟モデルの基本構造を見直そうとする研究は必ずしも多くはない。さらに近年は、世界規模でのハイパーメディアの普及浸透は裁判にも及んできている。それに伴うコミュニケーションの変容までを反映させた裁判理論の構築が求められよう。

上述した問題を視野に入れて法理論を展開したのが、村上淳一であった。村上は、後期の研究においてドイツのポストモダン法社会学への関心を強めながら、日本社会の現代的状況も視野に入れた考察をした。直接には裁判理論を提示してはいないが、ドイツのポストモダン理論の検討の中に、断片的に日本の現代裁判への重要な示唆が多数見られる。

本報告は、村上の後期の著作に断片的に触れられている裁判への示唆を再構築しようとする。

### 【主たる参考文献】

- 村上淳一『ドイツ現代法の基層』（東京大学出版会・1990年）  
村上淳一『仮想の近代 西洋的理性とポストモダン』（東京大学出版会・1992年）  
村上淳一『現代法の透視図』（東京大学出版会・1996年）  
村上淳一『システムと自己観察—フィクションとしての〈法〉—』（東京大学出版会・2000年）

## 法的判断の法社会学 ——事実認定と法的当てはめ判断——

太田勝造（明治大学）

市民である裁判員や職業裁判官の行う証拠評価・心証形成および法律要件への事実の当てはめ判断について、インターネット調査の手法と無作為比較試験を組み合わせた実験計画法による研究を行う。本報告はその成果の一部を報告するものである。

事実認定に関しては、説明無しの対照群に対して、ストーリー重視型の説明（具体性・迫真性・臨場感や首尾一貫性）および合理的意思決定方式による説明（起訴事実が真である場合および偽である場合の両面からの証拠評価）を行い、それらが、公務員の収賄罪に関する証拠評価・

心証形成にどのような影響を与えるか否かを調査する。事例としては、まず共犯者の供述証拠の評価をしてもらい、次に、それを作成した取り調べ検察官の証言について評価をしてもらい、それぞれの段階での心証度を回答してもらう。

法的判断に関しては、過失の判断と慰謝料の算定の判断を対象とする。事例としては、保育園での幼児の食物アレルギー発症事件を用いる。そこでの過失責任の程度の判断と、賠償額の算定判断をってもらう。賠償額については、300万円余の請求に対する賠償額算定をまず自由に評価してもらい、その上で実際の判決では30万円弱であったことを示して再評価してもらう。さらに、懲罰的損害賠償の日本への導入への賛否と、導入されたとしたときの懲罰的賠償額の算定判断を調査する。

## 法律家と一般人との差異 ——神経科学的手法による複数のアプローチ——

浅水屋剛（一橋大学）・加藤淳子（東京大学）・太田勝造（明治大学）

本報告では、量刑判断のfMRI実験の論文(Asamizuya, et al., Cerebral Cortex 32(19):4304-4316)の報告に加え、rs-fMRI (resting-state fMRI, 安静時fMRI)の解析・結果を紹介する。fMRIとは機能的磁気共鳴画像法(functional Magnetic Resonance Imaging)の略で、MRI装置に横たわった参加者(被験者)に何某かの課題をこなしてもらい、その間参加者の脳を継続的にスキャンし続ける、という実験手法の事である。rs-fMRIと区別してt-fMRI(task-based fMRI)と呼ばれる事もある。rs-fMRIとは課題のないfMRIである。MRI装置の中に横たわった参加者の、脳を安静な状態(課題をしていない状態)にしてもらい、その間脳を計測し続ける、という手法である。課題が無い事で特定の課題に依存しない人の安静状態の脳活動の特徴を捉える事ができる。2012年の山田真希子氏らによる量刑判断に関する脳活動の部位の報告(Yamada, et al. Nat Commun. 3(1):759)から10年、Asamizuya, et al. (2022)では新たな脳活動の部位の報告だけでなく、DCM(Dynamic Causal Modeling)という手法の恩恵により、これら部位間の関連性も議論できるようになった。

本報告ではrs-fMRIという計測・手法を紹介し、これらにもDCMを適用した例を紹介し、法律家と一般人との差異を提示する。rs-fMRI実験の解析結果は、感情を司る部位と理性を司る部位との因果的結合が、一般人群ではほぼ皆無であり、法律家群では理性を司る部位が感情を司る部位の活動を抑制する、といった結合が微妙ではあるが存在している、というものである。

## *Empirical Analysis of Third Party Litigation Funding* (日本語報告)

岩崎将基 (Seoul National University)

本研究は、第三者による訴訟資金提供（Third-Party Litigation Funding, TPLF）の実態と、それが分配的正義（Distributive Justice）に与える影響等を明らかにすることを目的とする。TPLF が司法アクセスの向上に寄与する可能性がある一方で、訴訟ファンドの投資活動の結果、利用者等に新たな不平等を生む懸念にも着目し、文献調査および市民を対象とした国際的なサーベイを通じて理論的・実証的な分析を行う。TPLF はオーストラリア、欧州、米国等を中心に発展し、司法アクセスの向上、企業・政府に対する責任追及の強化、訴訟の長期化や資金提供者の利益優先といった点が議論されている。国によって規制状況も異なり、市場原理に委ねる国もあれば、厳格な規制を設ける国もある。市民を対象とした TPLF に関するサーベイにより、基礎的理解と経験、制度の長所と短所の認識、規制の必要性等に関して質問した。実験的要素を導入し、異なる規制シナリオの下での意見の変化を分析できる設計とした。

## 個別報告分科会②

# 裁判員選任過程における憲法問題の検討 ——理由を示さない不選任請求を中心として——

杉崎千春（専修大学）

本報告は、現在の裁判員候補者等選任手続において訴訟当事者が行う、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 36 条による不選任の決定の請求を、憲法的観点から検討するものである。

裁判員裁判の弁護経験がある弁護人に対し、裁判員等選任手続における理由を示す・理由を示さない不選任請求に対する考え方や請求の経験を尋ねた実態調査において、弁護人は選任手続時に与えられる裁判員候補者の情報が制限されるために、裁判員候補者の外観から分かる情報に大きく頼って不選任請求を行使することが多いと明らかになった。特に高い頻度で用いられているのが性別である。性別とは生まれながらにして与えられる、個人が自らの意思で選択し選び取るものではない属性のひとつである。依頼者の利益を最大化する手段として苦肉の策であることは当然理解できるが、このような基準に基づいて裁判員の候補者から外されることは、選任手続に出席した市民に対する差別的な行いであると考えられることも否定できないのではないか。そこで本報告では、裁判員選任過程のうち、特に不選任請求に関連して憲法問題となりうる論点を提示し、過去の判例や他国における類似事例を参考にして、その問題点と改善策を検討する。

[参考文献等]

杉崎千春（2022）「裁判員制度における理由を示さない不選任請求の実態—弁護士への聞き取り調査をもとに—」法社会学 89 号

杉崎千春（2024）「裁判員候補者への理由を示さない不選任請求における憲法問題」専修法研論集 72 号

# ケニア、ナイロビ市内のスラム地域の若者たちの 法的経験と法意識 ——フィールド調査結果からの考察——

荒井真希子（JICA 緒方貞子平和開発研究所）

本報告は、報告者が昨年 9 月および本年 2 月にケニアの首都ナイロビ市内のスラム地域の若者たちを対象に実施した調査の結果をもとに、スラムの若者が経験する差別や不正義と彼ら／彼女らの法意識との関係について考察を行うものである。ケニアの首都ナイロビには、いわゆる不法居住者が流入して形成されたスラム地域が点在する。スラム地域の面積は合計してもナイロビ市全体のわずか 1% にすぎないが、そこには、市の全人口の半分にも及ぶ数百万人が居住すると言われる。これらの地域は、衛生、貧困、教育、失業等の深刻な社会問題を抱えていることに加え、2010 年代以降には、犯罪、暴力的過激主義の温床ともみなされている。他方、2 度の現地調査における詳細な聞き取りからは、スラムに住む若者たちが日常的に様々な態様の深刻な差別と不正義に晒され、特に近年では、警察当局からの恣意的逮捕や激しい暴力を日常的に経験している実

態が明らかになった。公権力からの差別と暴力に晒され、法による保護をおよそ期待できない日常を生きるスラムの若者は、法や正義に対してどのような意識を持つに至るのか。Sally Engle Merry に代表される legal consciousness 研究の枠組みやインドのスラムを対象とした先行研究を参考にしつつ、法的体験と法意識の関係、法が「貧者の武器」(weapons of the poor) としてではなく「貧者への武器」へと転じるメカニズム等について考察する。なお、本研究は、JICA 緒方貞子平和開発研究所の研究案件「ケニア国ナイロビ市内のスラム地域等の若者に関する研究：社会・経済的孤立および差別に対するコミュニティを超えた収入創出促進政策の効果」の一部である。

## 外国語で外国法を学ぶ ——法学教育と外国語教育の関係を探る——

藤本亮 (名古屋大学)

本研究は、教育測定学 (テスト理論) を用いて、日本語能力の高い留学生が法学の学習において母国語ではなく日本語で思考する傾向はどの程度あるのか、また、その程度の差には論理的推論能力が関与しているのではないかという仮説を検証するものである。本報告では、新たに実施している第3波模擬テスト調査の結果の中間報告を行い、先行調査結果をさらに精緻化することを目的とする。これまで実施した模擬テスト実験では、日本語を母語とする法学部生を対照群とし、東アジア・東南アジアからの元留学生、現留学生、日本への留学希望者を対象に調査を行った。その結果、留学生の一般的な日本語能力と日本法学習の達成度には乖離が見られ、また一般的な日本語能力と法律的な日本語能力の間にも相違があることが示唆された。さらに、日本人対照群では、論理的推論能力スコアと法学学習の模擬テストスコアとの間に顕著な相関が見られた。第3波調査では、日本語母語話者である法学部生および日本の大学・大学院に在籍する留学生 (日本語による教育課程の受講者) を対象に、「法文 (条文) や判決文の日本語」と「一般日本語」を用いた問題セットによる法知識・日本語・論理思考を測定している、その結果を分析し、一般的な外国語としての日本語、法学学習の達成度、日本語による法学学習の達成度の関係を探る。なお、本研究は、科学研究費補助金 (22K18515) による研究プロジェクトである。

## 精神保健福祉法における入院者訪問支援事業と アドボカシーの概念

高嶋里枝 (国立精神・神経医療研究センター)

2022年12月の精神保健福祉法改正により、新たに「入院者訪問支援事業」が制定され、2024年4月より施行された。本研究では、この制度が創設されるに至った立法過程を整理し、その背景にあるアドボカシー (権利擁護) の理論的基盤を分析する。

厚生労働省の検討会での議論や関連する研究事業を時系列に整理することで、入院者訪問支援事業がどのような過程を経て具体化されたのかを明らかにする。また、本事業の訪問支援員を養成する研修内容を基に、制度に反映されたアドボカシーの概念について考察する。

入院者訪問支援事業におけるアドボカシーの理論は、先行する子どもアドボカシー研究の影響を受けており、特にイギリスの制度が参考にされていることが確認された。本発表では、この知見を踏まえ、日本における精神障害者の権利擁護のあり方や今後の制度運用の課題について検討する。

5月17日（土） 14:45～17:45

- ・社会連携セッション

「沖縄における市民の司法参加の経験—陪審制度，検察審査会」

- ・ミニシンポジウム②

「コンタクト・ゾーンの紛争処理」

- ・ミニシンポジウム③

「DV事案における司法の役割の再検討—日本型DVコートを目指して」

- ・個別報告分科会③

- ・ポスター・セッション

## 沖縄における市民の司法参加の経験 ——陪審制度，検察審査会——

コーディネーター・司会：平山真理（白鷗大学）・秋葉丈志（早稲田大学）

### 企画趣旨

本セッションでは、沖縄における市民の司法参加の経験を多角的な観点から議論することを目的とする。わが国では2009年5月21日より裁判員制度と検察審査会による強制起訴制度も施行され、それまで専門家にほぼ独占されてきた刑事司法においても市民参加の範囲は格段に広がったと言える。裁判における市民参加については、わが国でも1928-1943年には刑事陪審裁判が実施され、その後も陪審法は廃止されず停止された状態のままであった。従って司法制度改革が進められた当時も、市民だけで裁判に臨む陪審制度の復活を望む声もあった。

一方、あまり広くは知られていないが、アメリカ占領下の沖縄において、1963年からは刑事裁判において、そして翌年からは民事裁判においても陪審裁判が実施され、施政権が日本に復帰される1972年まで続いた。当時の沖縄の裁判制度は、琉球列島米国民政府（USCAR）が運営する米国民政府裁判所と琉球政府が運営する琉球政府裁判所（琉球民裁判所）に分かれ、陪審裁判は前者の裁判所で行われていた。裁判は英語で行われていたが、陪審候補者は米国人だけでなく、その他の外国人や、米国留学経験があったり、軍関係の仕事についていた沖縄の人々の中からも選ばれたという。沖縄の若者らが被告人となった米兵死傷事件では、沖縄の方言の意味を理解する陪審員がいて他の陪審員を説得したことで、被告人らは傷害致死では無罪、傷害で有罪となったことが、その陪審員であった伊佐千尋氏により記録され、『逆転』（新潮社1977、岩波書店2001）として出版されている。

一方、戦後GHQにより進められた日本の司法の民主化は、検察にも当然向けられ、米国の大陪審同様の制度の導入に消極的だった当時の日本の法務庁は、わが国独自の制度である検察審査会を導入し、市民の意見を公訴権にも反映させてきた。司法制度改革により、2009年5月21日からは、検察審査会が事件を起訴すべきと二度にわたり議決した場合は、強制的に起訴されるようになり、その権限が強化された。沖縄においても、米軍関係者による飲酒運転事件において、検察が被疑者を不起訴としたことに納得のいかない被害者遺族が検察審査会に申し立て、審査会の「起訴すべき」とする議決に検察官が動かされるかたちで起訴する等、沖縄の人々の市民感覚が司法を動かした事例も存在する。

ところで、沖縄はその復帰後も、司法においても様々な沖縄特有の課題に直面してきた。これらは基地訴訟だけでなく、司法手続において地位協定が及ぼす影響と問題、さらに米軍関係者による性犯罪事件等、様々である。

このセッションでは、公訴権や裁判において沖縄の人々が参加する制度は、これらの問題に対していかなる役割を果たし得るのか、また特に裁判については、現在の裁判員制度という形態ではなく、陪審制度である必要があるのか？等について多角的な観点から議論を行う。登壇者は司法における市民参加について、理論・実務の両方の観点から研究や発信を続けてきた研究者・実務家であり、また沖縄において基地訴訟をはじめ様々な課題に長年取り組んできた弁護士にその実際の経験からも報告を行ってもらおう。

## **沖縄で行われた陪審裁判 —— 弁護士・民政府職員・市民に与えた影響 —— (1992年の日弁連調査から)**

**四宮啓(國學院大學名誉教授・東京弁護士会)**

アメリカの施政権下にあった沖縄には、1963年から日本に復帰する1972年までの間、アメリカの連邦制の陪審制度が民事事件、刑事事件を問わず実施されていた。この事実を外に伝えるものとしては、沖縄で実際に陪審員を務めた作家伊佐千尋氏のノンフィクション『逆転』だけであったが、日弁連は1992年に調査団を組織して本格的な調査に乗り出した。この調査では、琉球大学及び沖縄弁護士の協力によって、当時沖縄の陪審裁判に関わった、調査当時ご存命であった日米の弁護士、民政府職員、陪審員経験者などからのヒアリングを実施することができた。本報告では、この調査の概要を改めて紹介し、国民の司法参加が沖縄社会に与えた影響を浮かび上がらせたい。

## **沖縄において司法が直面してきた課題と司法における市民参加**

**池宮城紀夫(沖縄弁護士会)・西村健(大阪弁護士会)**

2011年、米軍軍属が交通事故を起こした。検察庁は、第1次裁判権が日本にないことを理由に不起訴処分とした。ご遺族が検察審査会に審査申立をし、検察審査会は起訴相当議決を行った。このこともあって、後日、日米地位協定の運用見直し等がなされ、日本の裁判所で起訴された。市民が、日米両国を動かした。また、嘉手納基地を起因とする爆音被害根絶を求める裁判が、40年以上にわたって繰り返し提起されている。ただ、日本の裁判所は、日本政府相手の差止訴訟は、いわゆる「第三者行為論」を前提に、事実上門前払いしている。しかし、民事陪審が導入されれば、市民の判断によって、この「第三者行為論」を打破する可能性がある。これらについて、検証・検討したい。

## コメント

西村健(大阪弁護士会)

# コンタクト・ゾーンの紛争処理

コーディネーター・司会：仁木恒夫（大阪大学）

---

## 企画趣旨

仁木恒夫(大阪大学)

Prattによれば、コンタクト・ゾーンとは、「異なる文化が支配と従属の非対称的な関係で出会い、衝突し、互いに格闘する社会空間」である。それは植民地支配のフロンティアを指していたが、ポスト・コロニアルな状況においては、いたるところに出現している。ここで対象とする対馬は離島であり、島の9割が山林ということもあって日常的な生活空間が限定されており、人口が減少する過疎地である。他方で、資源を生かした重要な観光業は、韓国との距離の近さもあって、韓国人観光客を主要な対象としている。対馬では旧来から居住してきた土地所有者は「本戸」、外から移住してきた人びとは「寄留」と呼ばれ、この区別は土地売買等に影響していた。しかし、都市への若年層の流出もあり、この区別は厳格さを失ってきている。また、韓国人の観光をシステム化する中で、住民の歓迎と反感を刺激しながら、極端な「寄留」ともいえる韓国人の宿泊施設の所有も進んできた。対馬でも、都市と地方、国内と国外のコンタクト・ゾーンが見られる。本ミニ・シンポジウムでは、対馬において、どのような規範秩序が見られ、どのように公式法がかかわっているのか、を考えたい。

## 対馬における成年後見拡充活動とコンタクト・ゾーン

吉田直起(亜細亜大学)

対馬は長らく「成年後見制度不毛の地」であり、人口約30000人のうち高齢者の割合が約40%と少子高齢化が著しく加速する地域であるのにもかかわらず、近年まで成年後見関係事件がほとんど扱われることがなかった。この背景には一般的な司法アクセス障壁に加え、対馬特有の地理的条件や共同体秩序等が影響していることが推測され、対馬では成年後見関係事件に限らず法的手続全般の利用が極めて低調である。こうした状況に一石を投じたのが、島外かつ都市部出身の法テラス法律事務所の常勤弁護士である。この常勤弁護士は、上述の高齢化率から対馬に成年後見制度利用のニーズは存在すると考えられるもののなぜ制度を利用する市民が少ないのか、そしてどのようにして対馬において成年後見制度を浸透させていくべきかといった問題関心を持ったことから、地域の様々な社会資源と協働のもとでの成年後見制度の利用拡充、特に市の社会福祉協議会による法人後見の実施体制の確立に向けて種々の活動に取り組んだ。このような常勤弁護士らによる取り組みの結果、平成27・28年度には年間0件であった市内の成年後見関係事件が令和2年には年間20件を超え、その後も漸次的にその数は増加している。本報告ではコンタクト・ゾ

ンの概念 (Pratt) を「都市部・地方」の関係性の中でとらえ、都市部出身の常勤弁護士が離島、そしてその他の地域との接触を経ていかに対馬の法実践の態様を変容させていったのか、その動的過程を中心に分析する。

## 韓国人観光客・韓国系旅行業者を中心とした 対馬観光産業の秩序変容

李英(岡山大学)

日本と韓国の上に位置する長崎県対馬は、韓国までの直線距離がわずか 49.5km と非常に近い。対馬では、韓国人観光客を主な対象に観光振興が進められ、特に、ホテルや飲食店などのインフラ整備が十分でない中、韓国系旅行業者が観光産業の重要な役割を担うようになった。2000 年ごろの国際航路の大型化・高速化により韓国人観光が本格化し、2018 年には年間約 40 万人の韓国人観光客が、人口約 3 万人の島を訪れる状況となった。こうして対馬では韓国人観光客と韓国系旅行業者が混在し、地元の観光業者や住民との接触が増加した。観光産業の発展とともに、さまざまなコンフリクトも生じている。例えば、韓国系旅行業者による土地買収については、「対馬の土地が流出している」という懸念が広がり、建築代金の未払いのまま韓国へ帰国し、代金請求が困難となるケースも発生している。また、韓国人観光客の増加により、島の住民の生活空間が圧迫され、学校への観光客の立ち入りなどが問題となり、韓国人観光客の受け入れを制限すべきだという苦情が行政に寄せられることもあった。一方で、一部のコンフリクトは市や旅行業者の取り組みにより徐々に解消され、地域住民の意識も変化している。しかしながら、一部のコンフリクトはむしろ激化しており、その影響は観光業者の経営方針にとどまらず、「韓国インバウンド一辺倒からの脱却」といった観光政策の見直しが進められている。また、韓国人による土地購入の増加により、対馬の土地は外部の人間に売らないという地域の慣習が変化しつつある。本報告では、韓国人観光客・韓国系旅行業者を中心とした観光産業の秩序がどのように構築・変遷し、コンフリクトを内包しながらどのように展開してきたのかを明らかにする。また、韓国系旅行業者の進出が地域社会の固有の秩序をどのように再編成したのかにも着目し、そのダイナミクスを解明する。

## コンタクト・ゾーンにおける言説の交錯

和田仁孝(早稲田大学)

Pratt が提起したコンタクト・ゾーンの概念は、植民地の権力的支配が、支配側の一方的言説によってではなく、現地の抵抗的ないし迎合的言説が交錯する中で、支配をめぐる言説が再構築されていく過程を踏まえて提起されたものである。支配・被支配の二分法に回収することなくコンタクト・ゾーンを設定することによって、この過程を適用し分析できる範囲は格段に広がることとなる。対馬は、韓半島との接触とその影響のなかで、その歴史を紡いできているが、言うまでもなくその対応は、同時に日本国内の権力関係をも反映したものとなっている。貧困な土地と、衝突が生じがちな漁業、時には倭寇による強奪や、朝鮮からの攻撃の可能性の中で、同時に対馬

の指導者（宗氏）は、北九州の支配権力との複雑な権力関係の中で、虚々実々の戦略を採用しつつ、自身の保身と権力に安定を図っている。対馬は、まさに様々な、時には矛盾さえする言説的相貌をもって歴史を重ねてきた。本報告では、こうした対馬のコンタクト・ゾーンとしての歴史的 position と戦略について紹介する。さらには、現在においても、韓国人旅行者の増加の中で、その利益と不利益、背後に潜む政治的な言説による否定的意味づけなどのなかで、対馬は揺れ動いている。現地の人々の意識や利害とは無関係に、その外部で、一部の問題が取り上げられ、消費され、過剰に拡張されて政治的言説の中に回収されている。コンタクト・ゾーンとしての対馬の、新たな、しかし過去から続く現象とその問題についても検討してみたい。

## コメント:ボーダースタディーズの観点から考える法におけるコンタクト・ゾーン

宮田賢人(小樽商科大学)

法哲学者である報告者は、2023年から、樺太の国境変動の歴史をボーダースタディーズの観点から分析する、主に歴史学者を中核的メンバーとする共同研究に関わってきた（基盤研究B：日露国境の変遷とその影響に関する学際的研究；研究代表者 醍醐龍馬）。そのなかで報告者は、ボーダー（境界）概念の整理やその変動を捉える方法論の構想を担ってきた。本報告では、その研究成果をふまえて、対馬というコンタクト・ゾーンにおける法現象の分析に対してコメントする。ボーダースタディーズとは、「人間が生存する実態空間そのものおよびその人間の有する空間および集合認識のなかで派生する差異化（自他の区別）をもたらす境界をめぐる現象を材料に、グローバル化する世界においてさまざまに形成され変容する空間の脱/再領域化とその境界を多面的に分析する学問領域」である。国境地域とそれを取り巻く諸力学はボーダースタディーズの典型的な分析対象であり、対馬もまた日韓の国境に存する地域としてしばしば考察される。ボーダースタディーズの重要な成果の一つに、境界性の生成・構築のプロセスの解明が挙げられる。バウンダリーは、他者とコンタクトし、自他の差異が意識されることを通じて、自己の領分と他者の領分とが bound することで生成する。そうして生成した境界がいかに経験されるか（例：異文化間の交流拠点として、あるいは他者の侵入の防衛拠点としてみなされるか）は、さまざまな実践やメディアを介したボーダーの表象に応じて変容する。こうした洞察を念頭に置いたとき、近年の対馬は、法秩序における境界性とその様相がまさに現在進行形で生成変化している現場だと理解できるかもしれない。本報告では、この仮説をふまえて、他の報告へのコメントを行う。

## DV 事案における司法の役割の再検討 ——日本型 DV コートを目指して——

コーディネーター・司会：松村歌子（関西福祉科学大学）

### 企画趣旨

日本の DV 施策は、被害者が加害者の元から離れることを前提とした安全確保及び自立支援にかかる対策が中心となっており、加害者は暴力の責任を問われることなく、自らの暴力的・支配的な行動パターンのまま、社会生活を送り続けることが可能になってしまっている。2024年4月施行の DV 防止法改正では、接近禁止命令の対象に精神的 DV 被害も含めるなど、保護命令制度の拡充が図られたが、緊急保護制度は新設されず、加害者プログラムの受講の義務化も明記されなかった。DV 被害者の支援において、当事者のニーズは離れることだけではないし、離婚したとしても、未成年の子がいる場合は、面会交流や養育費の問題などで、相手方との関係性が続く。離婚調停においては、DV ケースであっても、DV の事実認定はせず、中立の立場で未来志向の話し合いを望む傾向にあるし、そもそも「DV とは何か」についての共通認識を欠く場合や、夫婦喧嘩に矮小化されてしまうことも多く、暴力の責任の所在を曖昧にしたまま、とりあえずの合意が求められる手続となっている。むしろ、とにかく離れることを目的とした交渉は、後に大きな課題を残す傾向にあり、関係性が完全にこじれる前、重大な事件化する前に、早期に対応する必要がある。

本ミニシンポジウムでは、まず、日本の DV 施策の現状と課題を踏まえて、個々の制度の不十分さを指摘し、DV 被害者・加害者の心理状況や制度との乖離が問題解決を困難にしている状況を指摘したい。そして、DV 施策を巡る問題を捉え直して、抜本的に問題を解決することのできる施策を構築している諸外国として、ニュージーランドや韓国、台湾における DV 事案での司法の関与のあり方を参考に、実効的な被害者支援のために、日本型 DV コート導入の可能性を模索したい。

### DV の支配関係にある被害者と加害者の心理状況と制度との乖離

山村麻予(関西福祉科学大学)

被害者は、暴力や支配の下で心理的な恐怖や無力感を抱き、加害者から逃れようとする行動すら抑制される一方で、加害者自身も複雑な心理状態から、行動の正当化や暴力の再発を繰り返すことが多い。被害者・加害者の心理状態を深く理解し、適切に対応するためには、心理的視点を

組み入れた介入が必要不可欠である。しかし、現行の司法制度は、こうした複雑な心理的背景を十分に反映しておらず、被害者保護や加害者再教育が不十分なまま進行している。さらに、福祉や心理の専門家による長期的な支援が十分に提供されておらず、民間支援に依存する場面もある。被害者・加害者双方に過度な負担とならない、心理的ケアを組み込んだ司法制度の在り方について論じたい。

## **DV 被害者のニーズと支援制度の課題**

**山本千晶(フェリス女学院大学)**

被害者の中には、別居や離婚を積極的に模索する人もいる一方で、決めかねる、あるいは加害者の元にとどまる選択をする人もいる。被害者支援制度は、離れることを目的とするだけでなく、再被害を防ぐという観点からも見直しが必要である。離れる／離れない、どちらの選択をするにせよ、再被害に遭わないために被害者とその支援者が制度を“カスタマイズ”できることこそが、被害者の主体性を尊重した制度であるといえよう。本報告では、「暴力さえおさまればこのまま一緒に暮らしたい」といった離れることを望まない相談を含む多様な相談内容から支援ニーズを分析し、被害者のエンパワメントに資する施策のあり方について検討したい。

## **台湾からみる DV 事案における司法の関与のあり方**

**李妍淑(琉球大学)**

台湾のDV施策の策定は、民間団体のアクションによる影響を強く受けているが、被害者保護を中心とするその法システムの運用には、積極司法の存在が決定打となっている。DV防止法には保護命令が16項目に細分化され、その発令件数は年間数万件に達しており、それらを違反したときには保護命令違反罪とDV罪に問われる。軽視されがちな加害者へのケアも施されている。また、司法は、民間団体とともに、福祉、医療、教育、企業等の部門と連携して総合的支援策を講じることで、当事者のエンパワメントを目指している。本報告では、台湾の保護命令制度を含む総合的DV施策を概観することを通じて、DVケースにおける司法の果たすべき役割について検討し、日本への示唆を試みる。

## **ニュージーランドから見る DV 事案における司法の関与のあり方**

**松村歌子(関西福祉科学大学)**

ニュージーランドは、女性に対する暴力を安全、健康、社会全体の問題であるとして、重点項目に掲げて積極的に取り組むなど、女性のための施策を先進的に進めている。ニュージーランドでは、1995年にDV防止法を制定し、改正を重ねてきたが、家庭内での関係性や暴力を硬直的に捉えるのではなく、全体を見てその家庭へ支援がなされていく必要があるという発想から、2002年頃からFamily Violence概念を用い、2018年にはFamily Violence Actに改正されている。本報

告では、ニュージーランドのDV施策に対する姿勢や保護命令制度を踏まえて、今後日本におけるDV施策はどうあるべきか、司法の関与のあり方について検討する。

## 日本型 DV コート導入に向けた試論

宮園久栄(東洋学園大学)

今回5回目のDV防止法の改正が行われたが、抜本的な改正は行われず、「逃げる支援」を中心とした制度設計のままである。DV事案について逮捕されるケースは増えたものの、ほとんどが微罪処分や不起訴処分処理され、結局のところ加害者への働きかけは行われず、加害者は「野放し状態」といっても過言ではない。加害者への働きかけを制度の中にどう取り入れるか、この点が急務の課題といえるだろう。

アメリカなどの諸外国では、いわゆる「DVコート」が導入され、被害者支援の一環として、加害者に加害者プログラムの受講を促す仕組みがある。DVコートの目的は、多くの場合、被害者の安全と再犯の防止にあり、DVコートの設置により、社会の安全にも資するし、社会保障や司法など様々な分野のコストカットにつながる効果が見込まれている。本報告では、家庭裁判所を中核に据え、少年法を参考にした日本型DVコートの導入について検討したい。

## 日本型 DV コート構想の意義と可能性 ——理論的課題の整理を中心に——

井上匡子(神奈川大学)

我が国のDV施策は、なお多くの課題を抱えている。その大きな原因の一つとして、DV施策の中心であるDV防止法の改正が、同心円的な形に終始してきたことを指摘しうる。その結果、各施策が断片化したままとどまり、それら断片化した施策を総合的に評価し、包括的な形で改善していくための視点は十分な形で示されていない。本報告では総合的な視点を獲得するための地歩として、DVコート構想をとらえたい。さらに司法を裁決機能ではなく、法執行機能の側面から捉え直した上で、現代社会にふさわしい新しい役割や行政・福祉作用との協働の可能性のための理論的課題を整理する。

### 【先行研究】

- ・山本千晶「ドメスティック・バイオレンスと精神的暴力」『法学新報』128巻7・8号795-812頁、2022年
- ・宮園久栄「今さらながら、今だからこそ、DV防止法改正」(宮園久栄ほか編著『女性犯罪研究の新たな展開：岩井宜子先生傘寿・安部哲夫先生古稀記念論文集』240-271頁、尚学社、2023年)
- ・井上匡子「DV防止法制の改革課題」(『ジェンダー法研究』10号97-107頁(信山社、2023年))
- ・松村歌子「『逃げないDV』対応として加害者プログラムの導入を」(『ジェンダー法研究』10号123-134頁(信山社、2023年))

・宮園久栄「家庭裁判を中核とした日本型 DV コートを目指して」『ジェンダー法研究』10号 137-152 頁, (信山社, 2023 年)

## 個別報告分科会③

# 日本の公共訴訟における外国憲法の参照 ——データマイニングを用いた考察——

林泉苗（東京大学大学院）

外国法の参照は、法律の制定時のみならず、裁判所が判決を下す過程においても重要な役割を果たす。日本の裁判所が外国法を参照することは、当事者の権利や義務に影響を与える「生ける法」として機能する。本報告では、日本の裁判例における外国の公共訴訟の参照理由と、特に外国憲法を参照することの正当性について考察する。

日本の裁判所が外国憲法を参照する理由として、基本的人権の擁護や権力分立の確立が挙げられる。憲法審査における外国憲法の参照は、比較法的視点を提供する重要な役割を果たす。グローバル化が進展する中で、各国の法制度は相互に影響を及ぼし、特に基本的人権に関しては、外国の憲法や判決が重要な指針となり、国内法を適用する際に参考にされることがある。

本報告では、法律情報分析を用いて、日本の裁判所が外国の憲法をどのように参照しているかを探る。具体的には、スクレイピング技術を用いて裁判例を収集し、データマイニングにより外国憲法がどのように参照されているかを分析する。このアプローチにより、外国法参照の過程とその背後にある理由を明らかにすることができる。

今後、日本と外国が共有するグローバル立憲主義の下で、基本的人権がより効果的に擁護されることが期待される。外国法を参照することにより、国際的な人権保障や立憲主義の発展が深化し、国際的な法的調和が進むことに寄与するであろう。

本報告の詳細については、以下の URL をご参照ください：[bit.ly/LM20250517](http://bit.ly/LM20250517)

# 日本における婚姻平等の法的・社会的ダイナミクス ——戦略的訴訟と規範の観点から——

波多野綾子（オックスフォード大学大学院）

日本では現在、同性婚の法的承認をめぐる 6 件の戦略的訴訟が、全国各地の裁判所で進行している。多くの裁判所が、同性婚を認めない現行の法律を違憲と判断する中、進行中の法的議論は、世論や今後の司法判断に大きな影響を及ぼし得る、極めて重要な局面にある。

特に注目すべきは、原告を支援する弁護団が、国際人権法規範に加え、米国など他国での戦略的訴訟の事例や戦術を参考にしている点である。さらに、日本における社会運動や戦略的訴訟の戦術は、韓国をはじめとするアジア諸国にも波及している。本報告では、規範の垂直的・水平的拡散、アジア諸国にまたがる国境を越えた権利運動、ジェンダーと婚姻の平等をめぐる国際・国内法規範やフォーラムの相互作用に焦点を当てる。

本報告は、戦略的訴訟が法改正において果たしてきた重要な役割に関する先行研究や事例を参照しつつ、弁護団へのインタビュー、オンラインフォーラムやソーシャルメディアにおけるナラティブの分析やイベントへの参加を通じて、婚姻の平等をめぐる日本国内の議論やコミュニティの動態を分析し、特に国際的な規範が国内の議論や訴訟に与える影響について、具体的に考察す

る。その上で、社会運動と戦略的訴訟の相互作用、国際法と国内法の交差における法の展開に関する法社会学的研究の深化に貢献することを目指す。

## 原発再稼働差止訴訟で差止を認めた判決等の判断構造

神戸秀彦（関西学院大学）

福島原発事故以降提訴の原発「再稼働差止訴訟」には、a) 民事訴訟の仮処分、b) 民事訴訟の本案、c) 行訴訴訟の仮の救済、d) 行訴訴訟の本案があるが、民事訴訟が主であり、a) 計37件とb) 計10件が出された（2025年3月10日まで）。a)・b) 計47件の内差止等を認めたものは7件あり、内5件（以下i～v）は上訴により取り消されたが、viとviiは現在高裁で争われている（行政訴訟であるviiiも）。

i) 大飯原発3・4号機：福井地判2014（以下、西暦で略記）年5月21日差止○⇒名古屋高金沢支部判18年7月4日×（確定）、ii) 高浜原発3・4号機：福井地決15年4月14日○⇒福井地決15年12月24日×（確定）、iii) 高浜原発3・4号機：大津地決16年3月9日○⇒大津地決16年7月12日○⇒大阪高決17年3月28日×（確定）、iv) 伊方原発3号機：広島地決17年3月30日×⇒広島高決17年12月13日○⇒広島高決18年9月25日×（確定）、v) 伊方原発3号機：山口地岩国支決19年3月15日×⇒広島高決20年1月17日○⇒広島高決21年3月18日×（確定）

vi) 東海第二：水戸地判21年3月18日○⇒東京高裁係属中、vii) 泊原発1～3号機：札幌地判22年5月31日○（本判決）⇒札幌高裁係属中、viii) 大飯原発3・4号機：大阪地判20年12月4日許可取消○⇒大阪高裁係属中（行政訴訟）

以上のviとviiをそれまでの判決と対比しつつ、その判断構造の特徴を分析する。

[参考文献等]

神戸秀彦「原発差止訴訟の現状と展望—泊原発1～3号機差止等請求訴訟・札幌地方裁判所判決令和4<2022>年5月31日判決を題材として—」（法と政治75巻1号、2024年5月）

## 不正競争防止法上の品質誤認惹起行為に関する 需要者の認識 ——需要者アンケートを用いた実証研究——

佐々木通孝（武蔵野大学）・井上由里子（一橋大学）

本稿の目的は、不正競争防止法上の誤認惹起行為に関する需要者の認識を、実証的に分析する。より詳しくは、商品の品質に関する誤認惹起行為の要件について、需要者アンケートを用い需要者の認識を探ることである。

商品に関して不正競争防止法 2 条 1 項 20 号にて規制対象とされる表示事項は「原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量」である。この表示事項の中の品質について、その意味内容が争点となる場合がある。品質とは「顧客の要求事項を満たす程度」と捉えられる場合もあり、どのような要求事項を同条の品質と解釈できるのかということが度々問題となっている。そして、このような問題が争点となった事案では、対象表示が需要者の購買判断に影響を与えるか否かという点が考慮されることとなる。

本研究における需要者アンケートを用いた実証分析により、品質の限界事例といえる表示であっても、需要者の購買判断に影響を与えていると言える場合があることが明らかになった。この結果は、本研究の対象が争点となった事案において、需要者アンケートによる需要者の認識を立証することの重要性が高いことを示唆している。

## 刑事政策参加に関する実証研究で 得られた知見とその示唆

向井智哉（福山大学）

刑事政策参加とは、刑事司法に対して直接的または間接的に影響を与えうる活動を指し、たとえばロビイングやデモ・集会への参加、SNS への投稿・拡散などの行為が含まれる。この概念についてはこれまで複数の研究が行われ、以下のような知見が得られている。(1) 参加頻度：日本人の刑事政策参加の経験率（何らかの参加を過去1年に経験したことがある人の割合）は10~20%であり、概して低調にとどまる。(2) 関連要因：厳罰傾向や犯罪不安、内的効力感が強い人の方が参加の経験が多い。(3) 国際比較：アメリカの経験率は70%弱、韓国の経験率は60%弱であり、国際的にみて日本の経験率の低さが際立つ。(4) 社会的受容：SNS のコメントでは、厳罰的なコメントや犯罪不安が強いコメントほど高評価を獲得しやすい。総合的に見て、以上の知見は、厳罰的な人や犯罪不安が強い人の方が刑事政策に影響を与えうる行為をしやすく、かつそのような行為は社会的に受け入れられやすいことを示しており、刑事政策が偏って影響を受けてしまう危険性を示唆していることを論じる。

## 法ユビキタス社会を実現する「法の教育2.0」 ——方法と展望——

久保山力也（大阪大谷大学）

本報告は、法整備支援における法の教育の方法ならびに展望について検討することを目的とする。従来法整備支援は、新興国や市場経済への移行を進める国などに対して、①基本法令の起草支援、②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援、③法曹実務家等の人材育成支援などを柱としていた。これらは確かに一定の成果をおさめたものの、かえって支援国社会における法エリートによる権威主義体制を強めているのではないかといった懸念がある。そこで、支援国社会にダイレクトに働きかけ、市民社会の成熟に寄与しうる方法論が求められる。本報告ではこれを「法の教育2.0」とし、具体的な方法を提示しつつ、ウズベキスタンをフィールドにその展望を明らかにしたい。

方法の面で、本報告では、「いつでもどこでも誰でも」リーガルサービスを楽しむ社会を目指す「法ユビキタス」の理念をベースに、直接的に、簡便に、かつ遊びながらリーガルマインドとリーガルスキルを獲得するため、ゲーミング手法に着目することになった。支援国社会において、こうした方法論がいかに効果的に働くか、それを阻む障壁とともに考えていく。

なお本報告は、科研費採択研究（23K01223・基盤研究C）2023-2025の成果の一部である。

# 言語情報による共感要素の補完が Web 法律相談の評価に及ぼす影響の検証

赤嶺亜紀（名古屋学芸大学）・浅井千絵（武蔵野美術大学）  
・菅原郁夫（早稲田大学）

Web 法律相談における弁護士の面接技法について、これまでに菅原・浅井・赤嶺他（2024）は模擬法律相談を行って、Web 相談でも共感技法を用いると、相談過程や弁護士に対する評価が対面相談と同等に高くなるが、共感技法を用いないと、評価が低くなることを示している。このような実験結果は、Web 相談における共感技法の重要性を支持するものである。ところで、一般に共感とは、相づちや表情、仕草などの非言語情報によって豊かに表わされる。しかし、対面と Web コミュニケーションでは、非言語情報の伝達が必ずしも同じではないことが指摘されている（岡本，2023 など）。

そこで、本研究では、非言語情報を補うために、言語による共感的な応答を増強した条件を設け、Web 相談に及ぼす影響を検証した。大学生を対象に、対面と Web の模擬法律相談を、通常の共感的技法による条件と、繰り返しや言い換えといった言語情報を補完した条件で行った。相談スタイル（対面/Web）×言語情報（補完あり/なし）の 4 条件にそれぞれ 18～19 名の参加者を割り当てた。相談の後、参加者は相談過程や弁護士の印象等を 7 段階尺度で評定した。その結果、言語情報の補完は、対面条件では相談過程や弁護士に対する評価を高める、あるいは維持する効果がみられたが、Web 条件ではこれらの評価が低くなった。これらの結果から、共感的な言語情報の補完は、対面相談では効果があるが、Web 相談では逆効果になる可能性が示された。本報告ではこの実験結果をもとに、実務への応用を検討する。

## 大規模言語モデル・データと説明可能な機械学習を用いた司法裁判における裁判官の選好と 裁判の隠れたメカニズムの捕捉 —— 「男女雇用機会均等法」第 11 条を中心に ——

LI XUESONG（明治大学大学院）・岩瀬湧多（明治大学大学院）

本稿は、「男女雇用機会均等法」第 11 条に基づいてセクシュアル・ハラスメントに関する事案を分析し、裁判実務における「裁判官の選好と裁判の隠れたメカニズム」の理解不足を補う試みである。本稿では判決結果、セクハラの実施方法、行為態様、発生場所など 14 種類の特徴量エンジニアリングを設定したのちに、プロンプト・エンジニアリングを通じて大規模言語モデルを用いて裁判文書のテキスト・データを指定された構造化データへと変換し、最終的に 12 の有効な特徴と 87 のサンプルを得た。また、7 種類の機械学習アルゴリズムの性能を比較検討した結果、決定木が相対的に優れた予測精度（AUC=0.974）を示した。そして、SHAP Values と SHAP Interaction Values を用いて機械学習の「ブラックボックス」を「ホワイトボックス」へと転換

し、各特徴の影響度および相互作用を可視化したところ、特に企業内部で苦情が呈されたかどうかということと、セクハラが発生から立件までにかかった時間が裁判所のセクハラ行為の認定の有無に強く影響することが判明した。裁判官は言語的・身体的ハラスメントや謝罪の要求の有無なども重視しており、これらは法解釈学の視野では十分に考察されていなかった「裁判官の選好と裁判の隠れたメカニズム」の存在を示唆している。現在はサンプル数が限られているため課題が残るが、今後、公開される判例の数が増加するにつれて、バイズ等の統計的アプローチを組み合わせることにより、結果の妥当性やロバストネスがさらに向上することが期待される。

## コロナ禍と裁判所 ——司法統計月報の分析——

齋藤宙治（東京大学）

---

本研究では、コロナ禍の2020年における裁判所の様子を、司法統計を用いて分析する。コロナ禍という1つの稀有な事例を振り返ることを通じて、災害等の困難な社会状況下における市民の司法アクセスと、日本の司法機能の頑健性を検討することを目的とする。特に、緊急事態宣言によって、裁判所における事件処理はどのような影響を受けたのだろうか。また、裁判手続の種類によって、影響に何か違いはあったのだろうか。

近年はコロナ禍以前から、裁判件数はすでに微減傾向にあり、コロナ禍後も引き続き微減傾向にある。したがって、司法統計「年報」を分析しても、裁判所におけるコロナ禍の影響はほとんど読み取れない。しかし、司法統計「月報」（速報値）のデータを分析することによって、第1回緊急事態宣言（2020年4月から5月）が発令されていた期間などの動向をピンポイントで観察することができる。具体的には、本研究では、地裁民事、簡裁民事、地裁刑事という3種類の裁判について、司法統計「月報」のデータ（新受件数、既済件数、未済件数の前年同月比）を分析する。

既発表の拙稿として、「パンデミックと司法制度」加藤晋ほか編著『パンデミックと社会科学：ポストコロナから見えてくるもの』（勁草書房、2024年）167-186頁。

## 公用文の文書様式の好みの実態 ——人口統計学的属性に基づく市民アンケート調査結果の分析を踏まえて——

寺井悠人（元大阪大学大学院）

---

英語圏の国々では、行政（役所）が一般市民向けに提供する文書にPlain Languageの原則を踏まえ書き換えたことにより、内容の理解しやすさが向上し、職員の作業効率向上や市民のストレス軽減がもたらされた。この事例は、社会保障制度の複雑さ・わかりにくさが問題視され改善策

が検討される日本にも示唆を与えるといえまいか。この分野に関する基礎情報を得るとともに、将来検証する仮説を立てることを目的に、アメリカで行われたアンケート調査 (Trudeau 2012) を範とする調査——公用文の文書様式の好み調査——を日本で行った。得られた回答を、性別、年齢層、専攻など調査協力者の人口統計学的属性に基づき集計した。全体では6:4の割合で Plain 版を好む人の割合が上回った。年齢層別では、最も高い年齢層 (80 歳以上) と最も低い年齢層 (10 歳代) において Plain 版を好む人の割合が高かった。ポスター報告時は、クロス集計表を用いてこれら調査結果を示す。属性に関係なく全ての住民が平等に行政サービスを受ける権利を有する今日、公用文の様式は、万人から好まれる Plain 版の原則を踏まえることが望ましいといえまいか。

[参考文献]

Trudeau, R. Christopher. (2012) The Public Speaks: An Empirical Study of Legal Communication, *Scribes Journal of Legal Writing*, Vol.14, 121-152.

5月18日（日）

9:00～12:00

- ・企画関連ミニシンポジウム②

「親密性・ケア・クィアの概念を編み直す」

- ・ミニシンポジウム④

「損害賠償請求の法社会学：当事者の視点に留意した事故・災害の被害，金銭補償と修復のあり方の再考」

- ・ミニシンポジウム⑤

「DX時代のリーガルサービスとリーガルプロフェッション：企業調査の結果報告からの知見」

- ・個別報告分科会④

## 企画関連ミニシンポジウム②

# 親密性・ケア・クィアを編み直す

コーディネーター・司会：綾部六郎（名古屋短期大学）

本ミニシンポジウムは、2022年度学術大会における企画関連ミニシンポジウムⅡ「社会運動と司法：同性婚訴訟を対象に」などで取り上げられた「法とセクシュアリティ」の領域における問題提起を踏まえつつ、さらに踏み込んだ問題群に取り組むものである。

上記の前企画が開催された2022年5月から本企画が開催される2025年5月までの3年の間においても、日本社会において性と法をめぐる重要な司法判断がいくつか示された。たとえば、最高裁によるGID特例法の違憲決定などのトランスジェンダー当事者に対する法的救済や、前企画においても分析の対象とされた「結婚の自由をすべての人に」訴訟で相次ぐ下級審での違憲判決である。また立法の領域においても、いわゆるLGBT理解増進法という、今後の試金石となりうる法律が制定された。

こうした現状を踏まえつつも、婚姻平等の達成や差別禁止法制定の後になってもなお残る法的課題に注目したい。具体的には以下の例が挙げられるだろう。①生物学的本質主義に基づく性自認概念の積極的な否認に対峙するだけに留まらず、社会・法制度における性別二元制をどこまで解体できるのか。②モノガミー（単婚）やモノアモリーを前提としている法制度や社会通念と対峙しつつ、しかし単純な婚姻制度の廃止ではなく、婚姻制度の希釈化や複数親や共同婚の法的承認への途は開けるのか。③結婚は愛と結びつけて論じられることが多い。だが近年、この愛概念そのものの問題性が問われるような事態となっている。アセクシュアル／アロマンティックのような同性愛／異性愛を問わず、性愛のあり方そのものを相対化する概念の前景化である。

本企画はこうした諸問題の存在を意識しつつ、法哲学や社会学、文学などの関連分野の観点から法制度をめぐる親密圏やケア、クィアの編み直しに挑むものである。

## クィア的主体の困難から始める ——(ホモ)ナショナリズム批判に向けて——

新城郁夫(琉球大学)

日本とアメリカの覇権の交差が生み出すポストコロニアル状況下の沖縄において、沖縄の間人による抵抗は、政治的、法的、社会的な主体性の奪還を目指して、日本及びアメリカの主権的暴力への対向性を帯びることが多い。

ただ、この動きに懸念される点がないわけではない。沖縄の間人が独自の「主体」たらんとするとき、特に日本とは異なる独自のエスニシティあるいはナショナリティの基盤たるべき起源的

にして連続的な文化的同一性が、主体形成の前提として欲望されることになる。そこで「沖縄人」の主体化は、非「沖縄人」の構成的排除をとめないがちになる。留意されるべきは、自己決定権奪還へむけた「民族的」な排他的統一による主体形成の動きが、法社会的そして性的な非主体を生み出す危険性である。

この場合、非主体として排除的に括り出されるのは、移民、無国籍者、民族的ルーツを異にする者、異性愛主義的規範や伝統的家族観に抵触する性的他者、そしてこれらの諸カテゴリーを横断しつつそのどれにも帰属することのない流動性を生きる者、といった存在になる。これらの存在は、法社会的な言語におい実定化することが困難であり、政治的「現れ」(アーレント)となることが阻まれてもいる。この点、沖縄文学と呼ばれるジャンルは、こうした非主体的な存在を、法社会の隙間のような場において形象化してきている。

本発表では、現代沖縄文学を代表する作家崎山多美の小説への読みを通じて、ナショナルリティやエスニシティの同一化に抗うようなクィアな存在たちの新たな生＝性の共同性の可能性を考察していきたい。

## ポスト近代家族における「婚姻の平等」とその問題 ——親密な関係の多様性のために——

青山薫(神戸大学)

近年、同性カップルにも法律婚を開く「婚姻の平等」が世界的な潮流になってきている。本報告はこの流れを受け、現代社会における親密な関係の変化について、ジェンダー／セクシュアリティ研究の観点から、また「性的なことは政治的」のスローガンに則って考察する。

そのために、本報告はまず結婚が現代でも家族の出発点として称揚されることと、これを裏打ちする近代家族規範およびその媒介であるロマンティック・ラヴ・イデオロギーとを批判的に概観する。そして、同性婚制度に焦点を絞る、「婚姻の平等」の保守性および新自由主義政治・経済との親和性と、それでも無視することのできない革新の可能性との両面について、理論的・実証的先行研究を参照しつつ論点を整理する。

そこから本報告は、私たちが「婚姻の平等」を越えて人間の平等に近づくために、同性婚制度が包含しえない親密な関係の多様性を射程に入れた理念と制度を模索する。鍵となるのは、「21世紀の新しい市民権」と言われて久しい親密な関係に関する市民権(親密権)であり、アイデンティティの承認と財の再分配と再生産・ケアの社会化とに同時にめぐりをする議論である。

## 最小結婚論における親密性とケアの再分節化 ——非性愛規範的な「ケアの法」をめぐって——

久保田裕之(日本大学)

ジェンダー・セクシュアリティ研究の進展により、結婚・家族法における異性愛主義(heterosexism)や性愛規範(amatonormativity)が問題化されるなかで、結婚はその存在意義を問い直されている。この点、フェミニスト倫理学者E・ブレイクによる「最小結婚」論は、結婚

の道徳哲学と政治哲学を通じて、リベラルな国家において正当化可能な、最小限かつ非性愛規範的な結婚制度を構想する点で示唆に富むものであった。

本報告では、こうした議論を、同性婚に代表される「拡張アプローチ」、親密圏論に代表される「抽象化アプローチ」に対して、従来の結婚・家族を分離可能な複数の機能の束として把握する「分節化アプローチ」の中に改めて位置づけ直すことで、ケアから切り離された「親密性の法」と、親密性から切り離された「ケアの法」について検討する。

とりわけ、ケアの必要から相対的に自律した成人間の親密性を支えるための「最小結婚」の裏側で、ブレイクが「別制度として切り離すべき」と論じた「子育ての枠組み」についての整理を行う。具体的には、血縁や性愛関係を前提とせず、養育者と非養育者の関係を律する非性愛規範的な「子育ての法」を、ブレイクの本業である生殖倫理学の議論を援用することで素描したい。たとえば、産まれた子に対して誰が義務を負い／権利を持つのか、出産した女性は／遺伝的親は（非性愛的）子育てユニットの形成に主導的な地位を持つのか。こうした問いは、翻って、従来の結婚・家族法が「子育ての法」に内在する困難をどのように（ときに差別的・抑圧的に）克服してきたのかを理解する点でも重要である。

## 指定討論

池田弘乃(山形大学)

以上の各報告に対して、ケア概念を手かりに法哲学の観点からファミリーをめぐる諸問題について取り組んできた指定討論者が詳細にコメントすることで、会場全体における議論のさらなる活性化を図りたい。

## 損害賠償請求の法社会学 ——当事者の視点に留意した事故・災害の 被害，金銭補償と修復のあり方の再考——

コーディネーター・司会：飯考行（専修大学）

### 企画趣旨

損害賠償請求は，民法学で多くの研究蓄積があるところ，実際の災害・事故の遺族を含む当事者の視点に留意した法社会的な分析は，必ずしも十分になされてこなかったように思われる。すなわち，当事者が損害賠償請求および訴訟に踏み切る経緯と理由，司法アクセス，交渉，ADR，訴訟・弁護士費用の負担方法，当事者と弁護士および支援者の関係，「損害」とは何か，金銭賠償の意義と限界，時効，判決または訴訟取り下げや和解の実効性，当事者による評価や，裁判の当事者，関係者や地域社会への影響などを視野に入れた実態分析などについてである。

本ミニシンポジウムでは，具体的な災害・事故の事例を研究しまたは観察してきた研究者による上記の事項に留意した報告と，災害等の法実務に従事する弁護士のコメントを受けて，損害賠償請求の法社会学というテーマに取り組みたい。

### 東日本大震災後の津波事故における遺族の思いと活動

飯考行（専修大学）

報告者は，東日本大震災（2011年）後，津波事故で家族を失った遺族の提起する訴訟（以下，津波訴訟）に研究関心を持ち，遺族へのヒアリング調査などを行ってきた。

ほぼ共通して聞かれたのは，長期にわたる怒りや悲しみなどの思い，訴訟提起の困難さ（弁護士の情報，依頼や費用等），犠牲者の命にいわば値段をつける金銭賠償への違和感，第三者機関による検証の実効性のなさ，時効や除斥期間，裁判での「真実」解明への至らなさ，請求認容の困難さや，訴訟提起に伴う第三者からの誹謗中傷などである。

遺族によっては，裁判の結論に関係なく，事故の再発防止活動に取り組み，他の津波訴訟および事故の遺族と交流連携している。事故や訴訟が関係者の人間関係や地域社会に軋轢をもたらす場合があり，他方でその修復に向けた動きも見られる。

報告では，東日本大震災後の津波訴訟の事例から，遺族による訴訟提起の困難さ，交通事故をモデルにする損害賠償金額算定方法のあり方のほか，ニュージーランドの災害対応における ACC

(Accident Compensation Corporation, 事故補償制度) と称する, 国内の事故による傷害の治療費を補償する制度などを検討する.

(参考文献)

飯考行編著『子どもたちの命と生きる一大川小学校津波事故を見つめて』(信山社, 2023年)

## 福島原発事故被害の賠償

大坂恵里(東洋大学)

福島原発事故は, 広範かつ長期にわたり深刻な被害をもたらしている. 事故を起こした東電は, 被害者からの直接請求に対して, 国の原子力損害賠償紛争審査会の指針にほぼ沿った内容の自主賠償基準を作成し, 賠償業務を行っている. 指針は, 避難指示区域からの避難に伴う日常生活阻害の精神的損害や住居確保損害などの各種損害, 自主的避難等対象区域からの避難者等の精神的損害, いわゆる風評被害やいわゆる間接被害, その他の賠償されるべき損害項目を示すが, これらは目安であり上限ではない. そこで, 指針に明記されていない損害として, 被害者による集団訴訟の多くにおいて「ふるさと喪失損害」が主張され, それを「ふるさと喪失慰謝料」として認容する司法判断が積み重なった結果, 指針が見直されるに至った.

本報告の前半では, 福島原発事故被害の賠償が, 上記のとおり, 従来 of 不法行為に基づく損害賠償と同様に個別損害を積み上げた金銭の形でなされていることを踏まえて, 個々の被害者を事故がなかった状態に回復せしめるものになっているのか検討する. 後半では, 「ふるさと喪失損害」をめぐる議論が被害地域の修復や再生においてどのような意義を有するのか考察する.

(参考文献)

大坂恵里(2022)「不法行為と臨床的アプローチ」和田仁孝・西田英一・仁木恒夫編『新ブリッジブック法社会学—臨床的アプローチ』信山社 194-210 頁

## 民事責任と〈時の壁〉

松本克美(立命館大学)

極めて重大な権利侵害により深刻な被害を被った被害者やその遺族が, 長い間, 被害の事実や, 誰が加害者か, また加害者の行為の違法性を認識できないまま時が経過し, ようやく加害者を特定し不法行為責任に基づく損害賠償請求権を行使しようとしたときに, 被害者に立ちほだかるのが消滅時効や除斥期間といういわゆる〈時の壁〉である.

加害者の不法行為責任が成立しているのに時の経過の一事による損害賠償請求権の消滅が認められてしまうと, 加害者は免責され, 被害者は賠償金を全く取得できないという事態に至ってしまう.

本報告では, 不法行為による損害の類型的特質に応じた時効起算点論と時効の援用制限論の理論的構築が急務であるという基本視点のもとに, その前提として, 被害者やその遺族の権利行使

を阻害する要因を分析することを通じて、権利行使の困難性の法社会学的考察に関する問題提起を行いたい。

(参考文献)

松本克美『『権利行使阻害型』不法行為による損害賠償請求権と消滅時効』立命館法学 409 号 (2023 年) 1745-1760 頁  
同「原子力災害と消滅時効」立命館法学 347 号 (2013 年) 220-243 頁

## 心の傷と回復 ——臨床心理の視点から——

原田真理(玉川大学)

ある日突然当事者になる、当たり前と思えていた日々が失われる体験は、人の心を傷つけ、心の機能のバランスを崩す。高い割合で、PTSD 症状が出現し、ご遺族は遅延性悲嘆の状態を呈するなか、さまざまな現実に出会うことになる。例えば、一般的に裁判は事実を明らかにし悪い人を罰してくれると思っているが、実際は知りたいことはわからなかったり、刑罰が軽かったり、時間も長くかかるなどのイメージとのズレがある。損害賠償についても、命令や判決の金額が支払われると思っているが、実際には弁護士費用の負担の大きさ、命令・判決通りに支払われることは少ないことなどを知る。さらに忘れなさい、考えない方がいいと「臭いものには蓋をする」傾向の強い日本の文化的な影響もあり、当然の権利を主張したり、裁判を起こすことは攻撃的と捉えられたりもする。SNS などによる誹謗中傷などもあり、被災者や遺族は孤立していく。

原発による避難者の方々は、2.3 日で戻れると思って離れた故郷に戻れない現実に直面し、見えない放射線に怯えながら、避難所を転々とし、知らない土地に移り住む。そして ADR はじめ、損害賠償という言葉を知るようになる。そのような中で、ご自身の心の機能を取り戻す手伝いをしていくのが筆者の仕事である。

そして心の問題が法律と異なるのは、終わりが無いということである。裁判が終わろうが賠償金が支払われようが大切な人も失った時間も返ってこない。では、裁判の意味は何か？当日はその辺りも交えて考察したい。

## 大規模災害と修復的正義 ——水俣・原発事故・震災から考える——

石原明子(熊本大学)

筆者は、環境災害や公害、震災等を経験し、コミュニティの成員間で深刻な分断を抱えたコミュニティの再生について、修復的正義の観点から実践し研究してきた。

自然災害であれ、人災であれ、大規模な災害に被災したときに、その回復の過程において、被災者は正義のニーズ(needs of justice)をもつと言われる。「なぜこのようなことを経験しなければならぬのか、誰が何が悪かったのか」という怒りや問いは、自然災害の場合には神に向けら

れるかもしれないが、人災の可能性があるときには、責任の希求は“加害者と想定される人”に向けられる。

“加害者と想定される人”への責任の希求、正義のニーズは、現代社会においては、多くの場合、裁判を通じて表現されることも多いが、金銭的賠償だけでは被災者の真のニーズを満たさないことがあるばかりか、賠償金に関係者・コミュニティ成員の新たな分断を生むことが繰り返されてきた。

このような状況の中で分断を経験してきた水俣、原発災害被災地、津波被災をめぐり裁判を経験した宮城県石巻市の大川の事例等を取り上げながら、修復的正義の視点が、このような地域の再生にどのように可能性をもつかについて論じる。特に水俣の人間関係の分断の修復と地域再生の取組であった「もやい直し」に焦点を合わせ、筆者のアクションリサーチ等の結果を交えて論じる。

## コメント

小口幸人(弁護士)

## ミニシンポジウム⑤

# DX時代のリーガルサービスと リーガルプロフェッション ——企業調査の結果報告からの知見——

コーディネーター・司会：石田京子（早稲田大学）  
コメンテーター：春日舞（LegalOn Technologies）・河崎健一郎（弁護士）

### 企画趣旨

石田京子(早稲田大学)

本ミニシンポジウムは、科研基盤研究B「DX時代のリーガルサービスとプロフェッション—その法的基盤・専門職倫理・養成」（2023-2026年度）の一環として2023年度、2024年度に実施した、企業を対象としたリーガルテックの利用状況に関する調査に基づく報告である。本研究プロジェクトは、技術革新によりリーガルサービスと法専門職の在り方に变革が迫られている現状を踏まえて、先端技術を用いたリーガルサービス、いわゆるリーガルテックの発展に必要な法的基盤と、法専門職が自らのリーガルサービス提供に際してリーガルテックを活用する場合の行為規範（専門職倫理）、そして、新たなリーガルサービスの在り方に適応し国際的にも競争力のある法専門職を輩出するための教育の在り方とを、パッケージとして研究するものである。

リーガルテックは世界中で法実務を变革しており、日本も例外ではない。日本では、弁護士法において、非弁護士による法律事務の提供（第72条）や弁護士と非弁護士との業務提携（第27条）が禁止されているものの、現状、企業法務を中心に、リーガルテックサービスの普及が進んでいる。リーガルテックは、弁護士や法律業務に関する既存の法規制にどのように挑戦しているのか、また欧米と比較した日本の法規制の特徴と課題は何なのか。我々のプロジェクトでは、リーガルテックの発展と利用に資する法的枠組みや法律家の規律を検討するために、2023年度にはドイツ、アメリカの状況を調査し、また大企業を対象として、リーガルテックの利用状況に関する調査を行った。さらに2024年度には中小企業を対象として同様の調査を実施した。本ミニシンポジウムでは、企業調査結果の報告を中心に行い、データ分析から浮かび上がった制度や人材育成の課題について議論する。

### 本研究プロジェクトにおける企業調査の位置づけと調査結果の概要報告

石田京子(早稲田大学)

第1報告では、本研究プロジェクトの全体像を説明した上で、2023年、2024年に実施した企業におけるテクノロジーの利用状況調査の概要報告を行う。本プロジェクトは、リーガルテックの発展に必要な法的基盤、法専門職の行為規範（専門職倫理）、および新たなリーガルサービスに適応する法専門職の養成を包括的に研究するものである。必要な法的基盤および法専門職の養成を検討する上で、現状、企業法務においてテクノロジーがどの程度用いられているのかを確認することは必須と考え、2023年には大企業を対象とした調査、2024年には中小企業を対象とした調査を実施した。残念ながら、回収できたサンプル数は大企業調査で55件、中小企業調査で45件と必ずしも十分とはいえない数に留まってしまったが、自由記述も含めて丁寧に分析することにより、企業法務におけるテクノロジーの利用状況とその課題（中小企業調査からは、そもそも中小企業の「法務」の状況）を検討することはなお意義のあることと考える。本報告では、これらの調査の方法と記述統計の概要を整理し、本研究プロジェクト全体像における位置づけを示したうえで、第2報告以下につなげる。

## 大企業のリーガルニーズとリーガルテック利用の実態

山口絢(千葉大学)

近年、契約審査等のリーガルテックの発展・導入や組織内弁護士数の増加など、企業法務をとりまく状況が大きく変わってきている。2014年の調査データを用いた先行研究（齋藤2020）では、法務基盤が整い、法務部門が発展し社内弁護士が雇用される、というモデルが提示されているが、近年発展しているリーガルテック利用の有無は、企業法務の状況や企業のリーガルニーズとどのような関係にあるのか。

本報告では、主に大企業を対象としたリーガルテック導入実態に関するウェブ調査結果を報告する。主要な結果は次のとおりである。(1) 回答企業が導入している比率が比較的高かった有償リーガルテックは、法律や判例などの資料調査および契約書審査であった、(2) 社内弁護士を雇用している企業は有償リーガルテックをより多く導入している傾向があった、(3) リーガルテック導入理由として比較的多かったのは業務効率化、コストパフォーマンスに見合うことであり、社内弁護士を雇うより経済的という理由を選択した回答は多くなかった。すなわち、社内弁護士がいるなど既に法務環境が整った企業で、契約書審査等の有償リーガルテックが導入されている可能性が示唆された。報告では、以上のような大企業調査の結果をふまえ、リーガルテック導入が企業のリーガルニーズに与える影響について考察する。

[参考文献]

齋藤宙治(2020)「大企業の法務と弁護士利用：構造方程式モデリングによる法務の発展の分析」法と実務16号60-81頁。

## 企業法務の実装段階におけるリーガルテックの導入実態 ——司法アクセスとの関係性を探る——

## 小林一郎(一橋大学)

日本企業が法務機能を実装していく段階でリーガルテックはどのように導入されていくのだろうか。本報告では、大企業・中小企業を幅広く対象とした調査データを活用し、リーガルテックの導入(0/1の二値変数)を目的変数としたロジスティック回帰分析を実施した。企業の法務オペレーションの規模(法務部員数・社内弁護士数)が導入に及ぼす影響するかを詳細に捉えるため、閾値を考慮したスプライン回帰の手法をロジスティック回帰の一部として適用した。

調査データによると、社内弁護士を有しない企業はほとんどリーガルテックを導入していない。リーガルテックが小規模事業者の法務ニーズを的確に捉えていれば、弁護士を雇用する前にリーガルテックを導入する傾向が見られると考えられるが、そのような傾向は確認されなかった。一方で、法務部の規模が一定水準を超えると、かえってリーガルテックの活用が減少するという有意な結果が得られた。日本のリーガルテックが大企業の法務部の組織的リスク管理ニーズに適合していない可能性、または大企業の法務部門が新技術導入に慎重である可能性を示唆する。

AIの進化は法律業務の利便性を向上させるが、弁護士倫理の問題をも提起する。米国やドイツではリーガルテックの非弁行為性をめぐる争訟事例が個人や小規模事業者向けサービスを中心に積み重ねられているが、日本では企業の慎重な導入姿勢もあり、具体的な争訟事例は表面化しておらず、制度的・抽象的な議論が政府を巻き込んで進められてきた。

日本では、リーガルテック市場が大企業向けに偏っていることもあり、リーガルテックの非弁行為性をめぐる議論において司法アクセスや小規模事業者向けの視点が十分に取り入れられていない可能性がある。リーガルテックの将来展望を明確にしないまま、表面的な議論が進んでいる側面もある。リーガルテックの今後の進展の仕方次第では、市場と規制の乖離が広がる可能性が懸念される。

## 企業におけるリーガルテックの受容障壁

### 手賀寛(東京都立大学)

企業活動のデジタル化一般がそうであるように、リーガルテックも、企業法務の質と効率を大いに高め、競争力強化をもたらす可能性を有している。現在のところ、主に契約書レビューや契約書管理、法令・判例データベース等のリーガルテックサービスが提供されているが、秒針分歩とも表現される情報技術の進化を考えれば、技術的には、今後も様々な強力なサービスが実現可能となるだろう。だが、新たなサービスの開発にも普及にも、技術的な問題とは別に、当該サービスが社会的に受容されるか、さらには、サービスの金銭的・非金銭的コストに見合うものとしてユーザーに受容されるか、という意味での、受容可能性の問題が存する。企業法務に関するリーガルテックの受容を妨げる要因としては、まず、①法律事務の取扱いを原則として弁護士に限る弁護士法72条等の法規制が思い浮かぶほか、②提供されるリーガルテックの品質や価格とユーザー企業のニーズとの不一致、③リーガルテックを活用できる人材の不足、④セキュリティリスクへの懸念、⑤オペレーション変更への抵抗感、⑥リーガルテックを必要とするような業務の不存在、なども候補となりそうである。

本報告では、大企業調査（2023年度）・中小企業調査（2024年度）の2つのウェブ調査から、利用中のリーガルテックに対する不満点・改善要望、また新たなリーガルテックの導入制約に関する回答を分析し、その結果をもとに、リーガルテック受容の障壁となる要因に関し、上記仮説の検証を試みる。

## 個別報告分科会④

### 戦前の司法統計からみる訴訟率の東西格差の背景 ——沖縄からの示唆を基軸に——

馬場健一(神戸大学)

本報告は、戦後の司法制度の利用率の地域間格差のうち、いまだ十分にその規定要因が解明されているとはいえない、訴訟率における西高東低の東西格差問題につき、戦前の司法統計にさかのぼって実証的にその背景を探ろうとするものである。その際、これまで顧みられることのなかった、沖縄のデータの持つ意味を受け止め、検討する。

簡裁や地裁における本人訴訟率の地域間格差に関して、経済的要因や都市化・近代化要因といったものだけには還元できないように思われる西高東低の東西格差が、戦後当初から存在している。

本報告では、戦前の区裁判所の司法統計資料を分析することで、このような西高東低現象が戦前から見られるものであるかどうかを検証する。またそこになにか特徴的な傾向性や変動などがみられるならば、この現象の原因を探る端緒になるかもしれないと考え、検討を進めた。実際以下に見るように、戦前のデータからは、この点に関する興味深い分析結果が得られる。

戦前の司法統計を用いた地域格差の分析は、管見の限りではこれまで試みられておらず、本稿はその嚆矢である。それとともに、その分析過程と結果とを通じて、こうした過去のデータに基づく研究が、日本の現在の法と社会を理解する上でなお重要な意義を有することを示したい。

本稿の結論は、本人訴訟率の東西格差は、近代化以前に遡るものではなく、明治維新から第二次大戦に到る戦前の時間の流れの中で作り出されてきたものである、とするものである。またそれは戦前の司法制度(より一般的には戦前のレジーム一般)に対する、その地域の人々の評価を映したものであるように思われる。

そのような結論に至った過程を、本報告では示していきたい。

### 政策体系論からみた法教育の現状と課題

上村進(日本大学)・堀口愛芽紗(駒澤大学)

本研究は、法教育の推進に係る諸施策について、特にEBPMの考え方に照らし、政府・自治体の法教育実施データをもとに、施策展開の実態を明らかにするとともに、政策オプションの効果を比較検討する。

本研究の主たる問題意識は以下の二つである。

第一に日本の法教育は法務・文科両省の政策体系を見る限り、現時点でのその位置づけは確固たるものとは言えない。特に文科省に至っては評価を実施した形跡がみられない。

第二に日本の法教育政策は、KPIとしてアウトカム指標が設定されておらず、文科省や法務省でも成果を有効に測定する基準がない。このため明確な指標を設定し、EBPMの考えに基づいたロジック・モデルを形成した上で継続的な評価と改善を行う仕組みの構築が必要である。

これらを踏まえ、本研究では、以下の6つの論点を検討した。(1)法務省・文科省における政策評価の体系性とアウトカム指標、(2)法務省と文科省の政策の整合性と協力関係、(3)法務省の方針が各自治体の教育委員会に浸透しているか、(4)自治体の施策内容や予算措置、(5)EBPMの観点からエビデンス指標の確立状況、(6)官民ネットワークの構築状況と官側の資源投入である。これらを通じて、自治体レベルでの取り組みや政策形成のプロセスを分析し、政府の政策との整合性や、地域特有の工夫を明らかにすることにより、政府における政策体系の再構築に向けて必要な知見を獲得した。

## 高校生の消費者法意識に及ぼす 民事模擬裁判の教育効果 ——宿泊契約取消を題材にした法教育実践——

堀口愛芽紗（駒澤大学）

---

本報告は、2024年4月から7月にかけて明治大学附属明治高等学校の高大連携講座において太田勝造教授と共に実施した法教育実践をまとめたものである。特に、民事模擬裁判を通じて高校生の消費者法意識の変化や教育効果を検証した。

題材として、宿泊契約取消料に関する裁判例を扱い、一部設定を変更して教材化した。授業では、民事裁判の概要説明後、シナリオ配布型の模擬裁判を実施し、生徒が弁護人や当事者役を演じた。その後、5名～6名のグループに分かれて争点を議論させ、多数決で判決を出し、その理由を発表させた。

授業実施した7クラスの内、6クラス（約221人）において、授業開始前に実施した事前アンケートと授業終了後に実施した事後アンケートの比較を行った。統計データソフトSPSSを用いて分散分析の対応のあるサンプルのt検定を行った。アンケート調査の項目としては、民事紛争利用調査等使用されている質問項目を2問と、消費者意識に関する質問項目を7問（令和4年度消費者庁「消費者意識基本調査」調査票を参考に作成。）を用いて8段階のリッカート尺度で回答させた。事後のアンケートでは、記述回答欄を設けて、授業の感想について記入させた。

報告者はこれまで模擬裁判員裁判の法教育授業を実施してきたが、民事模擬裁判の実践は今回が初めてである。刑事裁判の教材は増えている一方、民事裁判の法教育教材はまだ少なく、市民の司法アクセス向上のためにも、民事に関する法教育の充実が求められる。

※本研究は、公益財団法人民事紛争処理研究基金の助成を受けた研究成果の一部である。

# 見直し条項の通時的分析

山下瞬（東京大学大学院）

---

見直し条項とは、必要があれば法律の見直しを行うことを政府に義務付けるものであり、社会経済情勢の変化が激しい現代社会においては、法律の内容を不断に見直し、アップデートしていくために重要なアーキテクチャー（仕掛け）と言える。

報告者は、先行研究が着目する「見直し条項の有無」という視点に加え、「見直し時期」や「詳細度」といった見直し条項の内容自体にも着目し、我が国の法律における見直し条項の運用実態を明らかにしてきた。ただ、これらの研究は、いずれも法律の一断面を切り取った共時的な分析と言える。他方で、見直し条項には、「将来的な見直し」という通時的な性質があり、この点に着目して、その後の見直し状況などの検討を加える余地がある。

そこで、本報告では、法律における見直し条項の有無、見直し時期、詳細度などがその後の法律の見直しにどのような影響を与えるのかについて、計量テキスト分析の手法などを用いることで、通時的な考察を試みるものである。こうした考察を通じて、政府の法意識ないし法態度に関する理解を深めることにもつながるものと考えられる。

5月18日（日） 13:00～16:50

全体シンポジウム

「＜イズム＞と法」

# 全体シンポジウム

## <イズム>と法

コーディネーター・司会：秋葉丈志（早稲田大学）・平山真理（白鷗大学）

### 企画趣旨説明

#### 秋葉丈志(早稲田大学)

沖縄と社会の関係を考えたとき、そこには様々な<イズム>が交錯し、それらにおける法の役割が問われていることに着目したい。人種に関わる<レイシズム>、ジェンダーに関わる<セクシズム>、植民地主義のレガシーに関わる<コロニアリズム>、国家間の抗争や対立が歴史を左右してきた<ナショナリズム>など。こうした<イズム>が国家や社会の権力と結びついたとき、周縁化(marginalize)され、苦しむ「マイノリティ」が現れる。その過程で「法」はどのような役割を果たしてきたのだろうか。<イズム>を後押し、周縁化を補強するものであったのだろうか。あるいは<イズム>に対抗する言説や手段も提供しうるものであったのだろうか。

実定法の背景や機能・効果、法の作用する過程やそこに関わるアクター、法とそれが施行される対象・地域や社会との関係、相互交渉などに敏感に思考を研ぎ澄ましてきた法社会学は、こうした<イズム>と法の間を考察するツールや視点を豊富に兼ね備えている。諸外国の法社会学に目を向ければ、たとえばアメリカでは長く「人種と法(race and the law)」や人種とジェンダーが交錯するインターセクショナリティに目を向けてきたし、2022年にポルトガルのリスボンで開かれたグローバル法社会学学会議はその全体テーマが、「奴隷制の歴史に鑑み、人種とコロニアリズムについて検討する」趣旨に基づくものであった。

ただ、様々な<イズム>と法の役割について、また特に沖縄をフィールドとした考察は、日本の法社会学研究で広くなされてきたとは言い難い。グローバル法社会学学会議でも、日本は歴史的にコロニアリズムの当事者として議論に参画する機会があったが、プレゼンスを発揮できなかった現状がある。

今回、沖縄で学術大会を開催することを契機に、<イズムと法>について、法社会学研究の中で目を向けて、法のあり方にクリティカルな分析視角を提供する研究の裾野を広げたい。また、国内法上様々な争いがあるにも関わらず、法社会学があまり目を向けてこなかった沖縄について、研究のギャップを埋め、沖縄と法のあり方についての知見を蓄積したい。さらには、これをきっかけに<イズムと法>を巡る国際的なディスコースに今後日本の法社会学研究がさらに貢献する契機を作りたい。

この全体シンポジウムは、<イズム>と法について、沖縄の事例や課題も織り交ぜながら、広く考察する。沖縄における「法」とその歴史的経緯、基地と性暴力・ジェンダーについて、沖縄をフィールドとした研究者や弁護士を交え、社会実態・法の運用を踏まえた報告を行う。そして沖縄と「法」

について、ナショナリズムやコロニアリズムとの関係を念頭にクリティカルに検討する。また、立憲主義やジェンダー法学などの見地からこれらの現象と法の役割についてどう捉えるかコメントを求め、企画全体を通じた討論につなげたい。なおその際に、沖縄と「近代法」を巡る諸問題を考察する企画関連ミニシンポ①や、セクシュアリティと法についての批判的な検討を行う企画関連ミニシンポ②、また沖縄における市民の司法参加を問う社会連携セッションにおける議論の成果も反映し、様々なイデオロギイにおいて法がどのような役割を果たしてきたのか、沖縄の経験も中心に据えながら議論を深めたい。

## 日本復帰と本土法延長

小熊英二(慶應義塾大学)

近代以降の沖縄は、二度にわたって、日本とは法が異なる異法地域であった。一度は大日本帝国時代であり、朝鮮・台湾・北海道と並んで、沖縄は内地法の延長適用が必ずしも行われない地域であった。二度は米軍統治下であり、日本国憲法をはじめ戦後に制定された本土法の延長適用が必ずしも行われず、部分的には民政府や琉球政府による独自の行政命令や法律が適用されていた。

この問題は、おもに家族制度、戸籍、財産所有などに関わる民法の領域では、一定の研究蓄積がある。また売春防止法や道路交通法など一部の公法についても、個別の研究が行われてきた。しかしその全体像は、包括的理解に至っているとは必ずしもいえない。

本報告は、1972年の沖縄復帰前後を主な対象として、本土法延長についての包括的理解を試みる。復帰前後の沖縄では、本土法がすでに延長適用されていたもの、対応する沖縄独自の法律ないし行政命令はあったが完全には本土法と一致していなかったもの、本土法に対応する法律が全くなかったものなどが混在していた。もとよりこれらの法律は多岐にわたり、本報告はその全てをリスト化する作業を行うものではない。しかしながら、どの法律にどのような対応が行われていたのかの傾向を分析することは、復帰前の米軍民政府および琉球政府の政治的姿勢を把握するうえで有益である。また同時に、復帰前の沖縄の人びとがどのような法体系のもとに暮らしていたのか、法が異なる社会に適用される場合に何が生じるかを、理解する一助になるであろう。

報告者は法学者ではなく、また対象は広範である。本報告の意図は、あえて包括的な全体像の提起を試み、今後の個別研究の発展を触発することにある。

## 日米地位協定の「問題」とは何か

山本章子(琉球大学)

本報告では、在日米軍の権利を取り決めた日米地位協定の「問題」とされるものの多くがその条文によって起きているのではなく、歴史的な経路依存性によって条文とは異なる運用という形

で存在することを明らかにする。すなわち、一つの先例が慣例化され、米軍の既得権益として引き継がれるというパターンが、日米地位協定の前身である日米行政協定が成立した1952年から繰り返されてきた。

たとえば、日米地位協定第2条では、在日米軍専用施設は「必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない」と規定される。だが日米行政協定の成立時、日本が返還を求めても米軍が応じなければ「暫定的」な使用が可能とされ、1972年まで米軍占領統治下におかれた沖縄の施政権返還時には、財政的補償と代替施設の提供が返還の条件とされた。これら二つの先例は、現在まで在日米軍専用施設返還交渉の前提であり続けている。

また第17条では、米軍関係者が犯罪や事件・事故の加害者である場合、その身柄を米側が確保すれば起訴まで米側が拘束すると規定される。同規定は慣例によって、米軍専用施設の外であり公務外であっても、在日米軍が雇用する憲兵が先に加害者の身柄を確保すれば日本の警察は拘留できないという運用がされてきた。同運用は性犯罪における証拠隠滅などを許してきた。

このように本報告は、日米地位協定の「問題」の本質が条文ではなく運用にあることを指摘する。

## **基地と性暴力** **——被害者支援の観点から——**

**村上尚子(沖縄弁護士会)**

沖縄における米軍人等による性犯罪事件の特殊性について、とくに被害者に焦点を当てて報告する。約20年前から現在に至るまでの沖縄で起こった米軍人等による性犯罪事件について、数件の事例を交えて考察する。

約20年前ころは、加害者が米軍人である事件かに拘わらず、性犯罪被害者に対しては、一定程度の偏見が社会にはあった。また、被害者保護の制度も整っておらず、被害者のプライバシーを重視するという社会的認識も現在に比べて希薄であった。その後、被害者保護の制度も整備が少しずつ整い、被害者のプライバシー保護の必要性についての認識も変わってはきたが、被害者が受ける事件後の苦しみ、二次被害は無くなってはいない。

沖縄では、沖縄の歴史的事情に加え、現在でも多大な基地負担を負っており、基地から派生する様々な被害に県民は苦しんでいるという状況において、特に米軍人による性犯罪事件については、県民の関心は高く、大々的な報道がなされる。その渦中にある被害者は、どのような立場で、どのような苦しみを負い、どのような判断を迫られてきたのかについて、事例を交えて報告する。そして、その背景にあるものは何であるのかについて、参加者の方にも考察していただきたいと考えている。

## **ポストコロニアル・フェミニズムの視点から問い直す沖縄研究**

**玉城福子(名桜大学)**

本報告では、沖縄研究の整理を通じて、ポストコロニアル・フェミニズムが沖縄に関する社会的な研究にとって有用な理論であることを指摘する。

日本社会学会の学会誌である『社会学評論』に初めて沖縄研究に関するレビュー論文が掲載されたのは2013年であった。家族社会学者である安藤由美による当該論文において、沖縄が「日本という全体社会の外側」に位置づけられてきたことが指摘されている。安藤は、沖縄社会を適切に捉え、抱える問題を解決するためには、沖縄イコール辺境社会という社会学者のこれまでのまなざしを改め、沖縄内部の差異を明らかにしていく必要がある、とりわけジェンダー・セクシュアリティ研究を進めることの重要性も強調している。一方で、安藤はポストコロニアル論からの沖縄研究をレビュー対象から除外した。そこで、本報告では、沖縄学の流れを汲む沖縄研究の特徴とポストコロニアル論が沖縄研究に与えたインパクトを整理し、次に、沖縄に関するジェンダー・セクシュアリティに関する研究について概観する。最後に、近年登場したポストコロニアル・フェミニズムの視点からの沖縄研究の意義について論じたい。

### コメント①

愛敬浩二(早稲田大学)

### コメント②

南野佳代(京都女子大学)

2025 年度日本法社会学会学術大会沖縄大会  
(琉球大学) 開催記念 公開講座チラシ・案内

- ・ 公開講座「映像で見る法と社会」

日時：2025 年 4 月 19 日（土）14:00-17:00

会場：沖縄県立図書館ビジネスルーム

- ・ 中学生・高校生・大学生対象公開講座「法学ってホントは面白い！」

「魔法少女契約の有効性について」&「法学部ってどんなところ？」

日時：2025 年 5 月 17 日（土）10:00-12:20

会場：琉球大学（千原キャンパス）文系講義棟 201 教室

- ・ 一般向け公開講座（社会連携セッション）「沖縄における市民の司法参加の経験—陪審制度&検察審査会」

日時：2025 年 5 月 17 日（土）14:45-17:45

会場：琉球大学（千原キャンパス）文系講義棟 201 教室

2025年度日本法社会学会学術大会沖縄大会（会場：琉球大学）開催記念

公開講座

「映像で見る法と社会」

日時：2025年4月19日（土）14:00-17:00

場所：沖縄県立図書館ビジネスルーム  
（〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目20番1号カフーナ旭橋A街区4階）  
（モノレール旭橋駅すぐ）  
会場へのアクセスは右のQRコード（県立図書館HP）をご参照ください。



講演内容

その1 「映画『12人の優しい日本人』（日1991）からみる市民の司法参加制度」  
講演者：平山真理（白鷗大学教授）

法廷映画の最高傑作『12人の怒れる男』（米1954）のオマージュ作品として三谷幸喜が監督したコメディ作品。日本に「陪審制度」があったらという仮定のもと、ある殺人事件の評議に関わる12人の陪審員のお話です。実は、アメリカ施政下の沖縄では陪審制度が行われており、その後日本全体で「裁判員制度」が導入されました。この映画から何が見えてくるのでしょうか。司法への市民参加制度についての入門講義です。

その2 「映画『エリン・ブロコビッチ』（米2001）から見る米国生活用水汚染公害」  
講演者：馬場健一（神戸大学教授）

最近沖縄を含め日本各地で、PFASの飲料水への混入が問題となっています。飲料水に混入した有毒物質（六価クロム）が重大な病気を引き起こしているながら隠蔽されていた、アメリカの実際の公害事件を取り上げた作品（ジュリア・ロバーツ主演）を素材に、現代的な訴訟を扱う上での日米の法と裁判の違いを易しく紹介します。基地問題と公害問題の接点なども見えてくるかもしれません。

対象：どなたでもおいでください。

申込：申込不要です。当日会場に直接おいでください。

-----  
本公開講座は、2025年5月16（土）、17日（日）に、日本法社会学会の学術大会が琉球大学（千原キャンパス）で開催されることに伴う、社会連携企画として開催されるものです。映像資料の使用については、知的財産法の専門家の助言を受け、著作権等に配慮した上で取り扱います。

なお学術大会会場におきましても、以下の社会連携企画がございますので、ぜひご参加ください。

その1 中学生・高校生・大学生対象公開講座「法学ってホントは面白い!」

日時:2025年5月17日(土)10:00-12:20

場所:琉球大学(千原キャンパス)文系講義棟201教室

対象：中学生・高校生・大学生（申込不要）

その2 一般向け公開講座「沖縄における市民の司法参加の経験」

日時:2025年5月17日(土)14:45-17:45

場所:琉球大学(千原キャンパス)文系講義棟201教室

対象：どなたでもおいでください（申込不要）

会場アクセスについては右の QR コード（琉大 HP）を参照ください。

問合せ先：kbaba@kobe-u.ac.jp（馬場健一）



2025年度  
日本法社会学会学術大会沖縄大会  
社会連携記念企画

## 公開講座

# 映像で見る法と社会

- 1 映画『12人の優しい日本人』  
(日1991) から見る市民の司法参加制度  
講師 平山真理 (白鷗大学)
- 2 映画『エリン・ブロコビッチ』(米2001)  
から見る米国生活用水汚染公害  
講師 馬場健一 (神戸大学)

開催日時 2025/04/19 (SAT) 14:00-17:00

開催場所 沖縄県立図書館ビジネスルーム  
那覇市泉崎1-20-1 (カフーナ旭橋  
街区4階) モノレール旭橋駅すぐ



会場へのアクセスは左のQRコード (県立図書館  
HP) をご参照ください。

対象：どなたでも。

申込：申込不要です。当日直接会場  
にお越しください。

問合せ：kbaba@kobe-u.ac.jp (馬場健一)



2025年度日本法社会学会学術大会沖縄大会（会場：琉球大学）開催記念

中学生・高校生・大学生対象公開講座「法学ってホントは面白い！」

# 「魔法少女契約の有効性について」 & 「法学部ってどんなところ？」

日時：2025年5月17日（土）10:00-12:20

場所：琉球大学（千原キャンパス）文系講義棟201教室  
（〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地）  
会場のくわしい地図は右のQRコードをご参照ください。  
（X（旧ツイッター）への加入が必要です。）



## 講演内容

その1「アニメで法と社会入門：魔法少女契約の有効性について」

講演者：馬場健一（神戸大学教授）

なんでもひとつ奇跡をかなえてくれるという「魔法少女契約」は、実はとんでもない悪徳契約だった！法律は魔法少女たちを救えるのか？異色のアニメ『魔法少女まどか☆マギカ』（2011年）を素材にした楽しくわかりやすい法学入門講義です。

その2「法学部ってどんなところ？：法と政治の勉強も実は楽しい！？」

講演者：原田綾子（名古屋大学教授）

法律や政治は、本来誰にとっても身近で重要なものはずなのに、堅苦しくて難しいイメージがあるようです。その一方で、近年では日本初の女性の法学部生や法律家の話が朝ドラ（『虎に翼』（2024年））に取り上げられるなど、法学部が注目されてもいます。法学部の学びや生活について、わかりやすくお話しします。

対象：中学生&高校生&大学生

申込：申込不要です。当日会場に直接おいでください。

講演会後は、本学会女性会員による「女性ランチョン」会議も傍聴いただけます。女性研究者の活躍について知っていただきたいと思います。ぜひどうぞおいでください。

会場：琉球大学（千原キャンパス）文系講義棟111教室（仮） 開催時間：12:30-13:30

また、当日午後には、同じ会場にて一般向け企画「沖縄における市民の司法参加の経験」も開催されます。沖縄内外の弁護士と研究者による貴重な報告です。こちらもぜひおいでください。

会場：琉球大学（千原キャンパス）文系講義棟201教室 開催時間：14:45-17:45

会場アクセスについては右のQRコード（琉大HP）を参照ください。

問合せ先：kbaba@kobe-u.ac.jp（馬場健一）



2025年度

日本法社会学会学術大会沖縄大会  
中学生・高校生・大学生対象記念企画

## 公開講座

# 法学ってホントは面白い！

## 1 魔法少女契約の有効性について

講師 馬場健一（神戸大学）

## 2 法学部ってどんなところ？

講師 原田綾子（名古屋大学）

開催日時 2025/05/17 (SAT) 10:00-12:20

開催場所 琉球大学（千原キャンパス）  
文系講義棟 201教室



会場へのアクセスは左のQRコード  
（琉大HP）をご参照ください。

対象：中学生 & 高校生 & 大学生

申込：申込不要です。当日直接会場  
にお越しください。

問合せ：kbaba@kobe-u.ac.jp（馬場健一）



2025年度日本法社会学会学術大会沖縄大会（会場：琉球大学）開催記念

一般向け公開講座（後援：沖縄県司法書士会 沖縄弁護士会）

## 沖縄における市民の司法参加の経験

—陪審制度&検察審査会—

日時：2025年5月17日（土）14:45-17:45

場所：琉球大学（千原キャンパス）文系講義棟201教室  
（〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地）  
会場のくわしい地図は右のQRコードをご参照ください。  
（X（旧ツイッター）への加入が必要です。）



### 企画趣旨説明

平山真理(白鷗大学)

### 報告

四宮啓(弁護士、東京弁護士会、國學院大學名誉教授)

池宮城紀夫(弁護士、沖縄弁護士会) 西村健(弁護士、大阪弁護士会)

コメンテーター 西村健(弁護士、大阪弁護士会)

コーディネーター&司会 平山真理(白鷗大学) 秋葉 丈志(早稲田大学)

### 講演内容

現在の日本では、裁判への一般市民の参加制度として「裁判員制度」が導入されています。しかしこれは21世紀になって開始されたもので、戦後長い間このような裁判への直接の参加制度は本土には存在しませんでした。

しかし沖縄にだけは戦後一時期「陪審裁判」が導入されていました。それは1972年まで続いたアメリカ統治下におけるものでした。英語で行われたものとはいえ、陪審員になる資格は、アメリカ人のみならず沖縄人やその他の外国籍の人にも認められたものでした。

本報告は、この沖縄の陪審裁判を研究してきた実務家と研究者が、当時の沖縄ですでに弁護士活動をされてきた沖縄の弁護士とともに、この市民参加の仕組みを振り返り、その実態を踏まえつつ、その意義や限界について考えます。この議論の過程では、陪審制度だけでなく、検察が事件を不起訴にした際に被害者や市民が納得いかなければ、そこに民意を反映することで不起訴処分を是正し得る検察審査会制度についてもあわせて検討します。この公開講座では、これらの二つの市民参加制度の検討を通して、現在の司法や民主主義に対する示唆がありうるかどうかを議論しようとするものです。

はたしてこの陪審制度は、アメリカの統治を正当化し、その利益に仕えるものにすぎなかったのでしょうか。それともそこには現在なお評価すべき側面があるといえるのでしょうか。また、検察審査会制度は特に沖縄において、どのような役割を果たし、事件を起訴すべきか否かの判断に民意を反映させてきたのでしょうか。参加者の皆様とともに、考えていきたいと思えます。

沖縄の戦後史、裁判史に関心のある方、また司法制度や司法への市民参加について知ってみたいと思われる方、その他どなたでもおいでください。

対象：どなたでも。 申込：申込不要です。当日会場に直接おいでください。

会場アクセスについては右のQRコード（琉大HP）を参照ください。

問合せ先：kbaba@kobe-u.ac.jp（馬場健一）



2025年度 日本法社会学会学術大会沖縄大会  
社会連携記念企画

## 公開講座

# 沖縄における市民の司法参加の経験

## 陪審制度 & 検察審査会

企画趣旨説明

平山真理（白鷗大学）

後援

沖縄県司法書士会

沖縄弁護士会

報告者

四宮啓（弁護士、東京弁護士会、國學院大學名誉教授）

池宮城紀夫（弁護士、沖縄弁護士会）

西村健（弁護士、大阪弁護士会）

コーディネーター & 司会

平山真理（白鷗大学）・秋葉丈志（早稲田大学）

開催日時 2025/05/17 (SAT) 14:45-17:45

開催場所 琉球大学（千原キャンパス）  
文系講義棟 201教室



会場へのアクセスは左のQRコード  
（琉大HP）をご参照ください。

対象：どなたでも。

申込：申込不要です。当日直接  
会場にお越しください。

問合せ：kbaba@kobe-u.ac.jp（馬場健一）

